

島根県建築物耐震改修促進計画（第3次）  
（素案）

令和 年 月

島 根 県

## 目 次

### 計画本編

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項.....	1
1. 計画策定の背景及び目的等.....	1
2. 計画の内容及び期間等.....	3
第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題.....	4
1. 地震の発生状況と予測.....	4
2. 県内で想定される地震の規模.....	6
3. 県内の建築物の耐震化の現状等.....	7
4. 建築物の耐震化における課題の整理.....	14
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	15
1. 住宅の耐震化の目標.....	15
2. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標.....	15
第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策と取組.....	16
1. 基本の方針.....	16
2. 建築物の耐震対策の推進における施策と具体的な取組.....	18
第5章 建築基準法に基づく措置に関する事項.....	28
1. 建築基準法の規定による勧告又は命令等の実施.....	28
資料編.....	30

## 第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

### 1. 計画策定の背景及び目的等

#### 1 - 1 計画策定の背景

平成7年1月の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることで地震に対する安全性の向上を図ることを目的に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という）が同年10月に制定された。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震など大規模な地震が頻発していることや、東海、東南海・南海、首都直下地震等発生の切迫性を踏まえて、平成17年11月に法が改正され、国は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針において、具体的な耐震化の目標が定められた。

島根県では、平成10年3月に「島根県耐震改修促進計画」を策定し県内建築物の耐震化に向けた計画的な取組に着手し、その後、平成17年11月の法改正により都道府県計画の策定が義務付けされたことなどを踏まえ、平成19年3月に「島根県建築物耐震改修促進計画（第1次計画）」を策定し、具体的な数値目標を定めるなど、建築物の耐震化の取組を本格化させている。

その後、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を受け、平成25年5月に法が改正され、全ての建築物に耐震診断と耐震改修の努力義務が課されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われることとなり、本県では平成29年3月に第2次計画を策定し、耐震診断結果の県への報告が必要な建築物を定めるなど、耐震化の促進を図ってきた。

近年においても、平成28年4月に熊本地震が、平成30年9月に北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、令和6年1月に発生した能登半島地震では、半島特有の地理構造による救助や復旧等の困難さが浮き彫りとなっている

また、本県においても、平成30年4月に島根県西部地震が発生し、震度5強を観測した大田市を中心に、全半壊と一部損壊を合わせて600棟を超える建物に被害が生じたところである。

こうした近年の状況や、第2次計画における取組の成果や課題等を踏まえ、島根県建築物耐震改修促進計画（第3次計画）を策定し、耐震対策に関する一層の取組を図るものである。

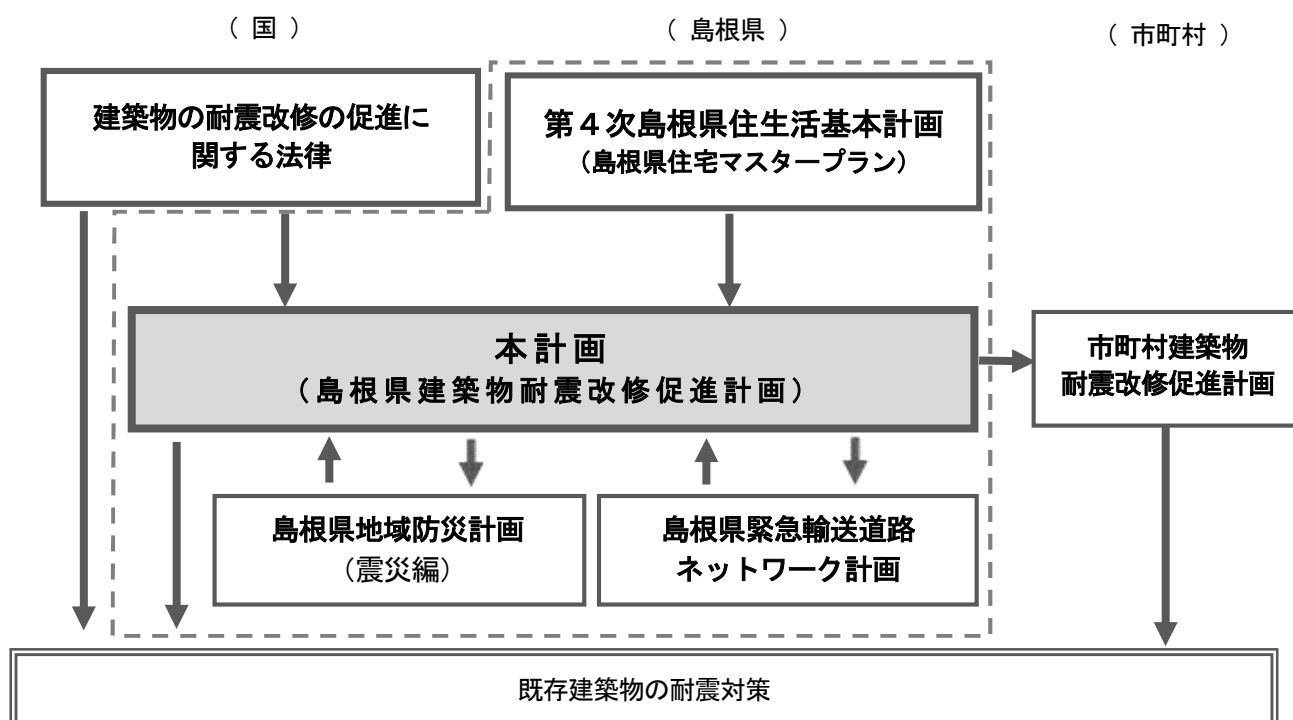
## 1 - 2 計画の目的

本計画は、県内の住宅・建築物の耐震化の推進に向けた、県の具体的な取組等を定めるものであり、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## 1 - 3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画である。
- (2) 本計画は、第4次島根県住生活基本計画（令和4年3月策定）における、「住宅や建築物の耐震化の促進」に関する具体的な取組を定めるものである。
- (3) 本計画は、県内市町村が定める耐震改修促進計画の指針である。
- (4) 本計画は、以下の計画の推進にあたり連携を図るものである。
  - ①島根県地域防災計画（震災編）（令和7年3月策定）
  - ②島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年9月策定）

図1 島根県建築物耐震改修促進計画の位置づけのイメージ



## 2. 計画の内容及び期間等

### 2 - 1 計画の内容

本計画は、法第5条第2項に基づき、次に掲げる事項について定める。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- (4) 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施について所管行政庁との連携に関する事項
- (5) その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 2 - 2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

なお、社会情勢等の変化により、計画の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行うものとする。

### 2 - 3 用語の説明

本計画において使用する主な用語について、以下に説明する。

#### 【耐震診断】

地震に対する安全性を評価すること。

#### 【耐震改修】

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。

#### 【旧耐震基準】

昭和56年5月31日以前の建築基準法の耐震性に係る構造基準であり、この基準によって建てられた建築物には耐震性が不十分なものが多く存在している。

#### 【新耐震基準】

耐震性に係る基準が強化された昭和56年6月1日の改正建築基準法の施行以降の耐震性に係る構造基準。

#### 【所管行政庁】

建築基準法の規定に基づき建築主事又は建築副主事を置く市町村（島根県内では、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市）については当該市町村の長、その他の市町村については都道府県知事をいう。

## 第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題

### 1. 地震の発生状況と予測

#### 1 - 1 全国で発生した近年の大規模地震

近年、全国で発生した大規模地震は、表1のとおりである。  
全国的に大規模地震が頻発しており、大規模地震が、いつどこで発生してもおかしくない状況である。

表1 近年の大規模地震と被害状況  
(マグニチュード6.5以上かつ、最大震度6強以上を観測した地震を掲載)

発 生 年 月	名 称	地震の規模 (M) *1	死者 (人)	不明 (人)	負傷者 (人)
平成7年1月17日	兵庫県南部地震	7.3	6,434	3	43,792
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	0	—	182
平成16年10月23日	新潟県中越地震	6.8	67	—	4,805
平成19年3月25日	能登半島地震	6.9	1	—	356
平成19年7月16日	新潟県中越沖地震	6.8	15	—	2,346
平成20年6月14日	岩手・宮城内陸地震	7.2	17	6	426
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震	9.0	19,775	2,550	6,242*2
平成23年3月12日	長野県・新潟県県境付近地震	6.7	3	—	57*3
平成23年4月7日	宮城県沖地震	7.2	4	—	296
平成28年4月14日	熊本地震	7.3	273	—	2,809
平成30年9月6日	北海道胆振東部地震	6.7	43	—	782
令和元年6月18日	山形県沖地震	6.7	0	—	43
令和3年2月13日	福島県沖地震	7.3	1	—	187
令和4年3月16日	福島県沖地震	7.4	4	—	247
令和5年5月5日	能登半島沖地震	6.5	1	—	52
令和6年1月1日	能登半島地震*4	7.6	634	—	1,398

\*1 地震の規模はマグニチュードを示す。(東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード)

\*2 東北地方太平洋沖地震は、余震及び余震域外の地震で被害の区別が不可能なもの数を含む。

\*3 長野県・新潟県県境付近地震の被害状況には、その余震による被害を含む。

\*4 令和6年能登半島地震は、1月1日のM7.6の地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動を指す。

出典：気象庁HP被害地震資料

兵庫県南部地震の負傷者は、総務省消防庁による

## 1 - 2 県内に被害をもたらした主な地震

本県内を震源として発生又は県内に影響を及ぼした主な地震は、表2のとおりである。近年は、鳥取県内を震源とする地震が複数発生しており、島根県内にもその被害が生じている。

また、平成30年4月には本県西部を震源とする島根県西部地震が発生し、大田市内を中心に多くの住家被害が生じた。

表2 島根県内に被害が生じた地震

発生日月	名称 (震央地名)	地震の規模 (M)	被害状況
元慶4年11月23日	出雲	7程度	神社仏閣家屋転倒
万寿3年6月16日	石見	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
明治5年3月14日	浜田地震	7.1	死者551人、負傷者582人
大正3年5月23日	島根県東部	5.8	外壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等
昭和18年9月10日	鳥取地震	7.2	外壁の亀裂、屋根瓦の落下、煙突が折れる
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	全半壊610棟、一部損壊3,456棟
平成13年3月24日	芸予地震	6.7	一部損壊10棟、公共建物1棟等で被害
平成30年4月9日	島根県西部	6.1	全半壊74棟、一部損壊556棟

出典：島根県地域防災計画（震災編）（令和7年3月）

## 2. 県内で想定される地震の規模

将来的な地震発生の想定は、島根県地域防災計画において、県内への影響や地域性を考慮し、表3に示す10の地震としている。

表3 島根県内における想定地震一覧

	想定地震名	地震の規模 (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	青森県西方沖合 (F24) 断層の地震	8.4	—	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合 (F55) 断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根半島沖合 (F56) 断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合 (F57) 断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

※ ○：想定対象、—：想定対象外

出典：島根県地域防災計画（震災編）（令和7年3月）



### 3. 県内の建築物の耐震化の現状等

#### 3 - 1 住宅

##### (1) 住宅ストックの状況

###### ①既存住宅における建築時期別の状況

令和5年住宅・土地統計調査によると、県内の住宅総数 320,300 戸のうち、居住世帯のある住宅（以下「居住住宅総数」という。）は、令和5年において 263,800 戸である。

居住住宅総数のうち昭和55年以前（旧耐震基準時）に建築された住宅が占める割合は 32.2%（85,000 戸）であり、全国の 19.8% に比べ高くなっている。

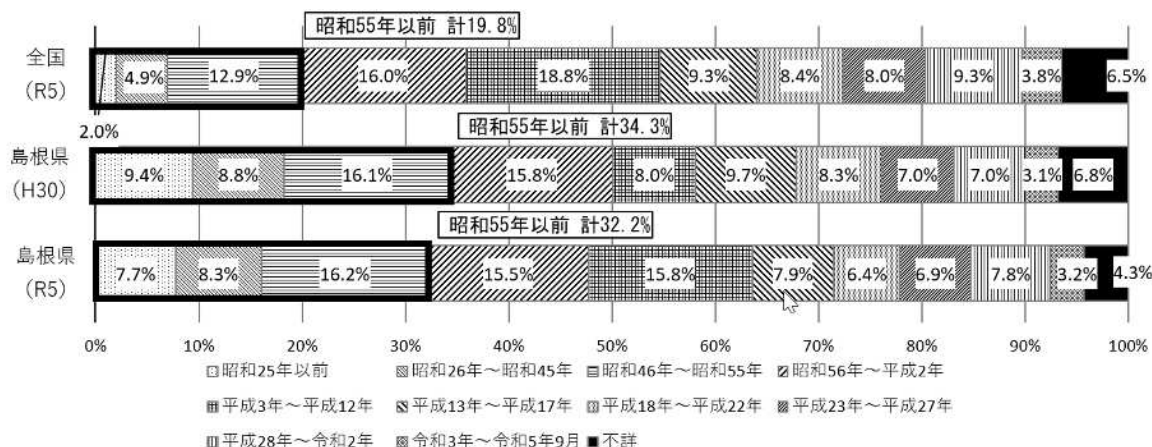
また、昭和55年以前に建築された住宅の割合は、平成30年の 34.3% に対し、令和5年は 32.2% と減少している。

表4 居住世帯のある住宅数（建築の時期別）（全国、島根県）

建築時期	全国（R5） 戸数（戸）	島根県	
		H30 戸数（戸）	R5 戸数（戸）
昭和25年以前	1,127,200	24,900	20,400
昭和26年～昭和45年	2,729,100	23,400	21,900
昭和46年～昭和55年	7,185,600	42,500	42,700
昭和56年～平成2年	8,921,800	41,900	40,900
平成3年～平成12年	10,470,700	21,100	41,800
平成13年～平成17年	5,201,100	25,700	20,900
平成18年～平成22年	4,660,900	21,900	16,800
平成23年～平成27年	4,446,400	18,600	18,100
平成28年～令和2年	5,167,300	18,500	20,500
令和3年～令和5年9月	1,121,900	8,200	8,500
不詳	3,617,300	18,100	11,300
<b>居住住宅総数</b>	<b>55,665,000</b>	<b>264,700</b>	<b>263,800</b>

（資料：平成30年、令和5年住宅・土地統計調査）

図2 居住世帯のある住宅の割合（建築の時期別）（全国、島根県）



（資料：平成30年、令和5年住宅・土地統計調査）

②既存住宅における構造別の状況

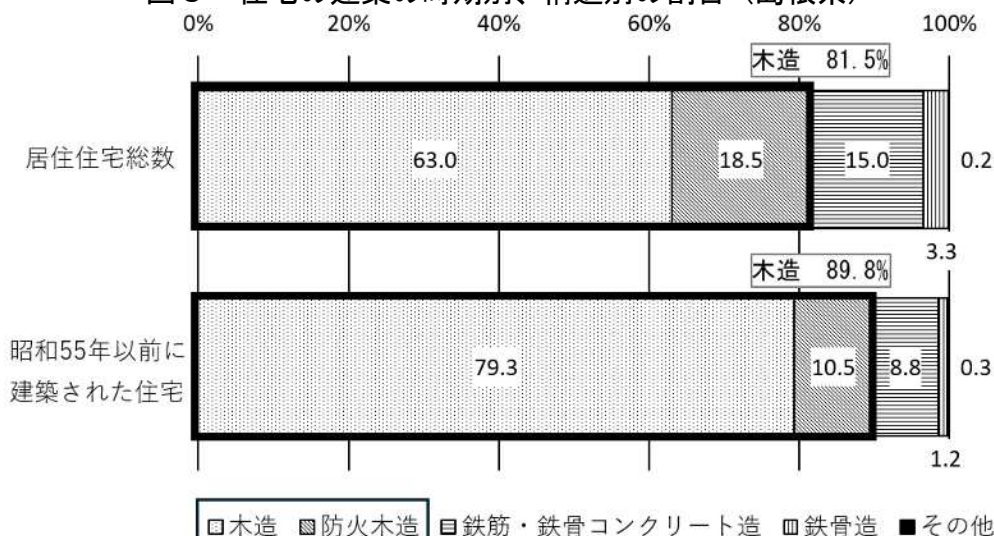
県内の住宅を構造別で見ると、木造（防火木造を含む）の割合が81.5%と8割以上を占めており、「鉄筋・鉄骨コンクリート造」が15.0%、鉄骨造が3.3%となっている。

昭和55年以前に建築された住宅では「木造」の割合が89.8%と、約9割を占めている。

※用語説明（令和5年住宅・土地統計調査における用語の定義）

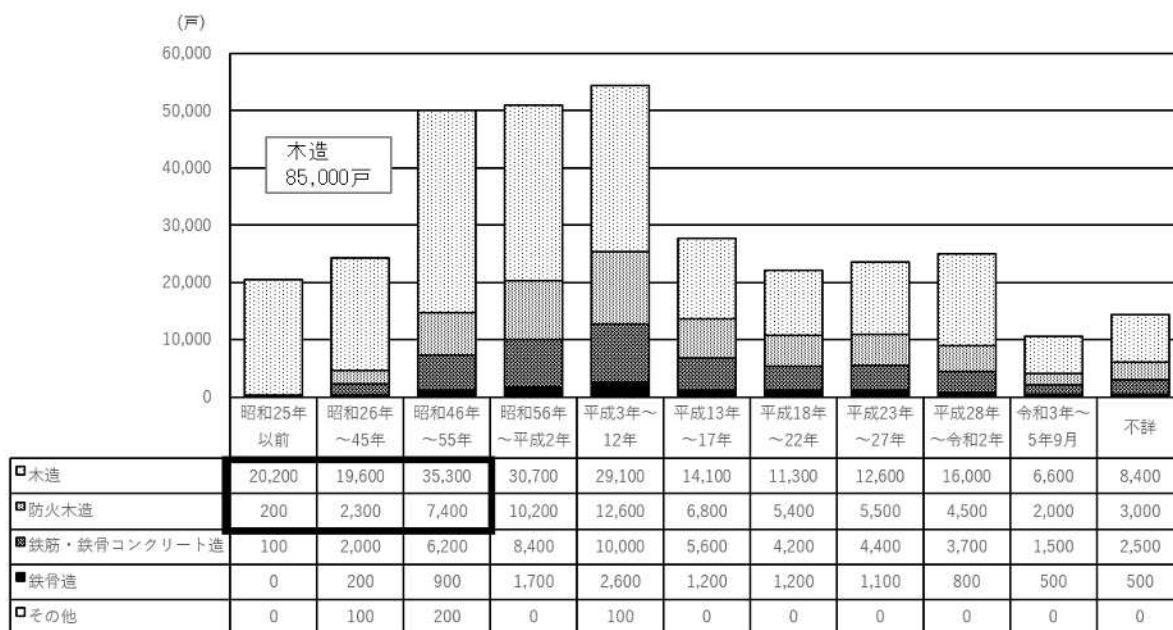
- ① 鉄筋・鉄骨コンクリート造：建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
- ② 防火木造：柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの

図3 住宅の建築の時期別、構造別の割合（島根県）



(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

図4 建築の時期別、構造別住宅数（島根県）



(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

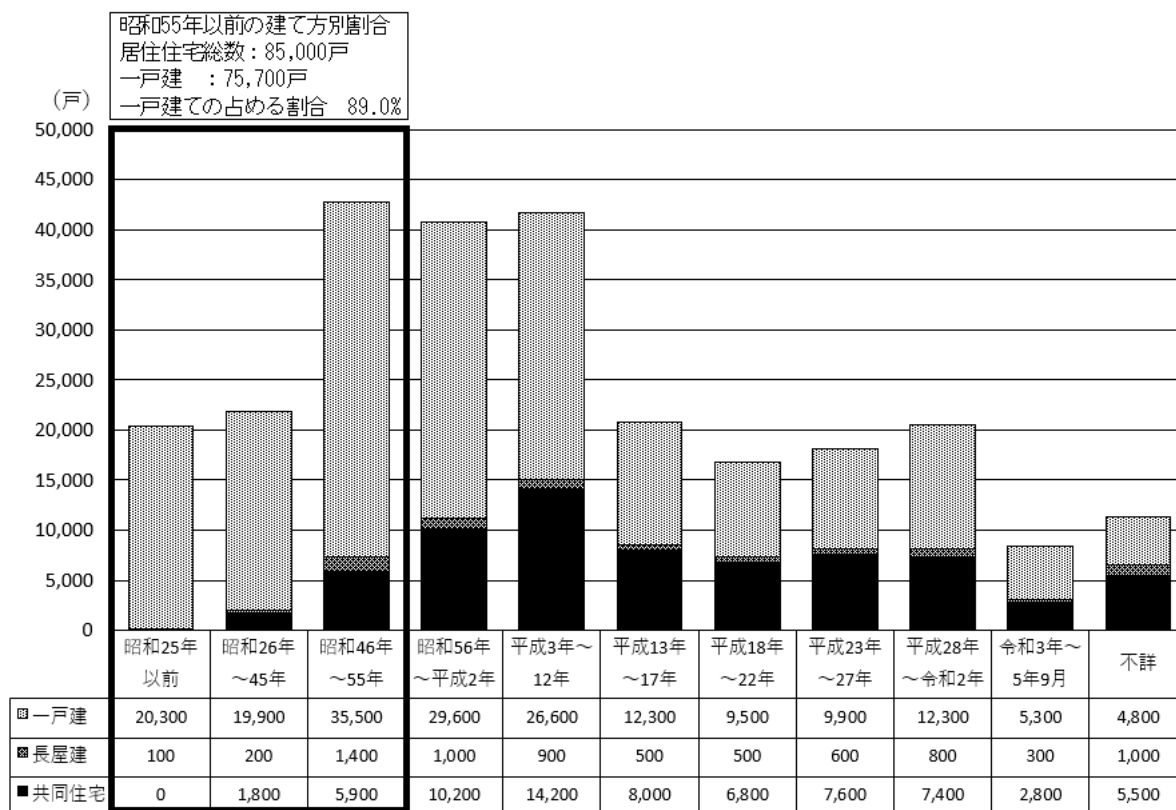
### ③既存住宅における建て方別の状況

居住住宅総数に占める建て方別の割合では、「一戸建」が70.7%と最も多く、「共同住宅」である住戸が26.6%となっている。

昭和55年以前に建築された住宅では、「一戸建」の割合は全体の89.0%を占めている。

図5 住宅の建て方別、建築時期別の住宅割合（島根県）

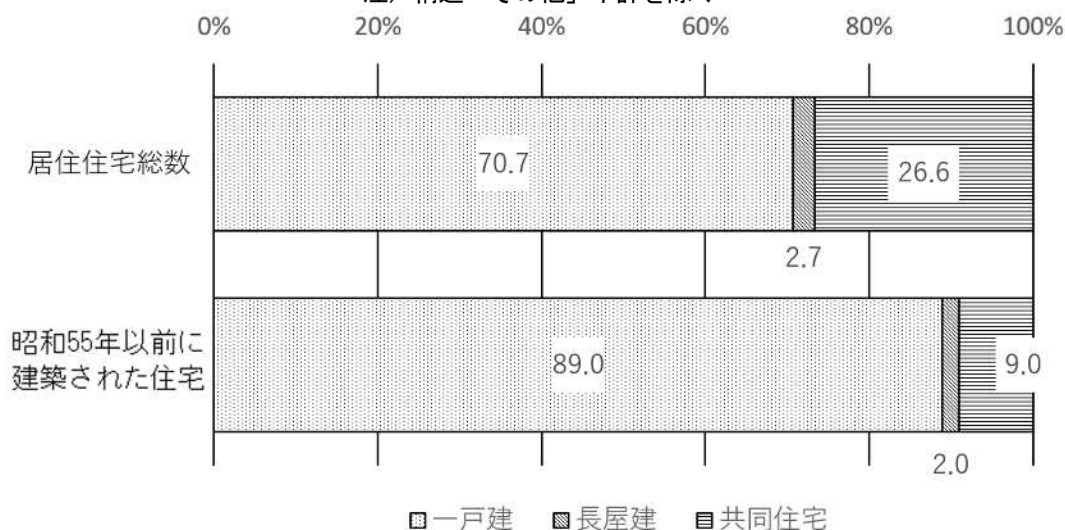
注）構造「その他」不詳を除く



(資料：令和5年住宅・土地計調査)

図6 建築時期別、建て方別住宅数（島根県）

注）構造「その他」不詳を除く

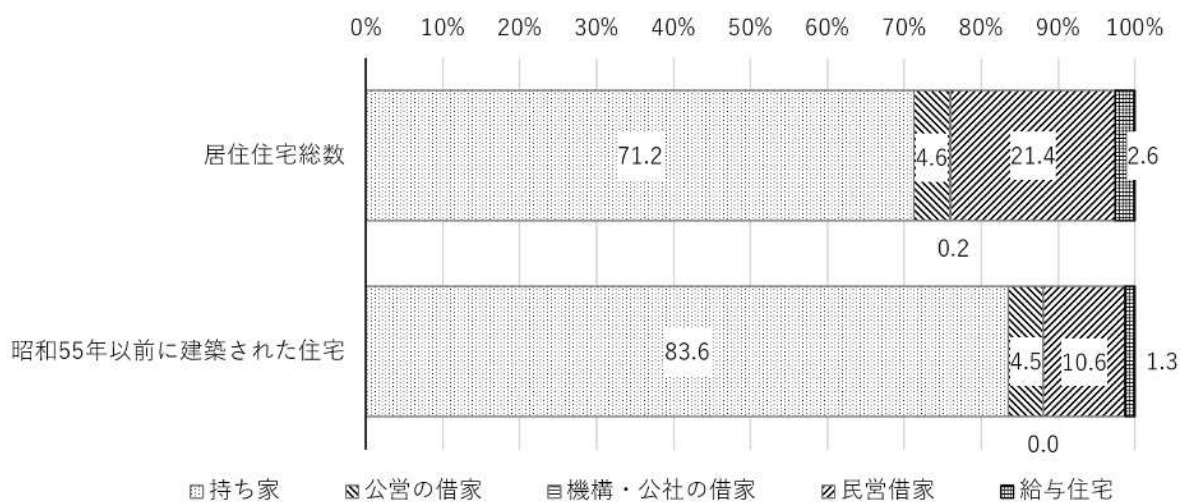


(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

#### ④既存住宅における所有関係別の状況

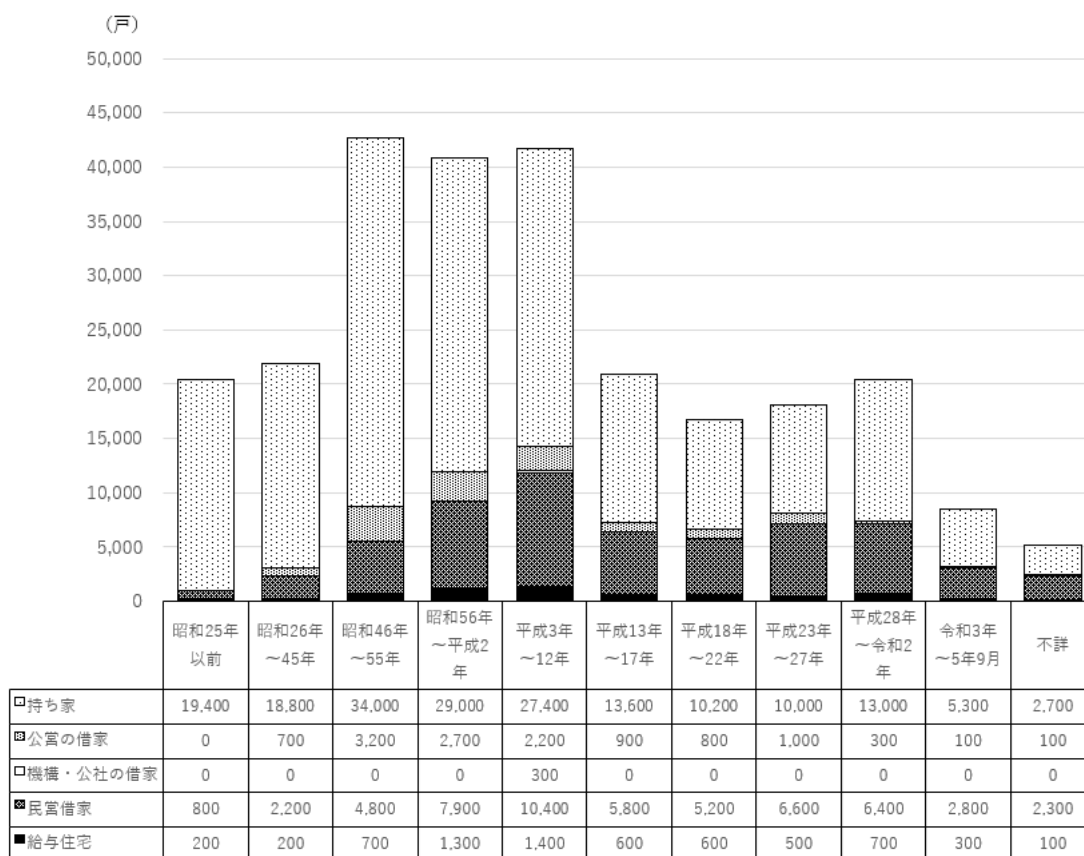
居住住宅総数に占める所有関係別の割合は、「持ち家」が71.2%であり、昭和55年以前に建築された住宅では、その割合が83.6%と8割以上を占めている。

図7 建築時期別、住宅所有関係別住宅割合（島根県）



(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

図8 建築時期別、住宅所有関係別住宅数（島根県）

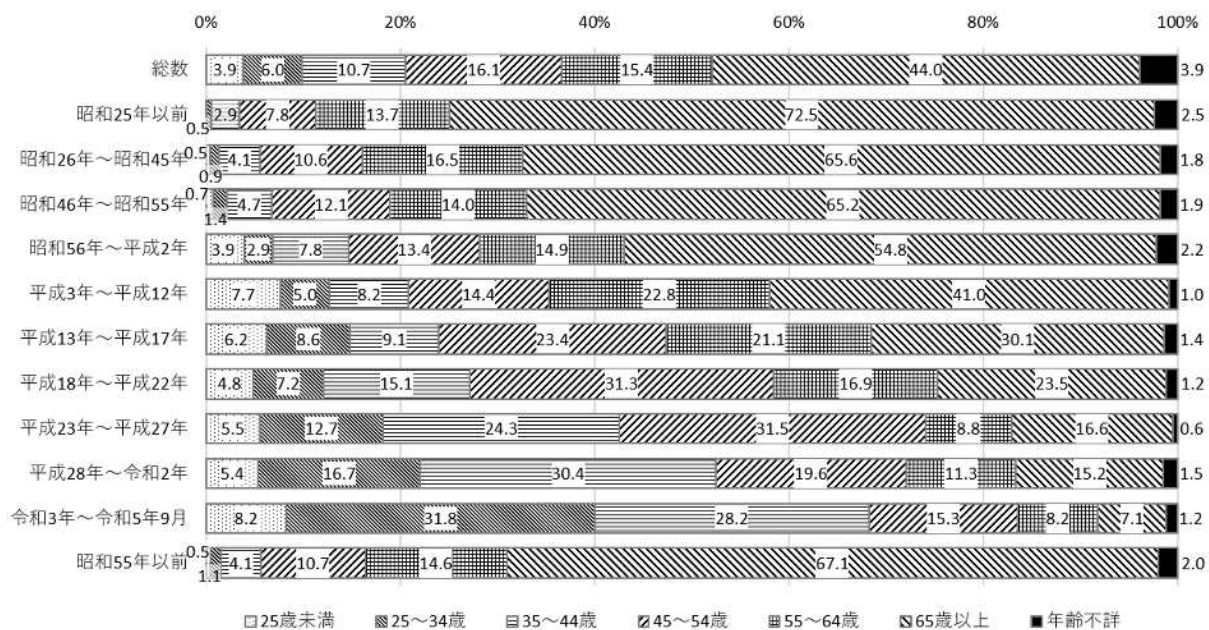


(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

⑤既存住宅における家計を支える者の年齢別の状況

居住住宅総数における、「住宅の建築時期別」・「居住世帯における家計を支える者の年齢別」の割合では、建築時期の古い住宅ほど、家計を支える者の年齢が高くなっている状況であり、特に昭和55年以前に建築された住宅では67.1%（57,000戸）が65歳以上の高齢者となっている。

図9 建築時期別、家計を主に支える者の年齢別割合（島根県）  
注）建築時期不詳を除く



(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

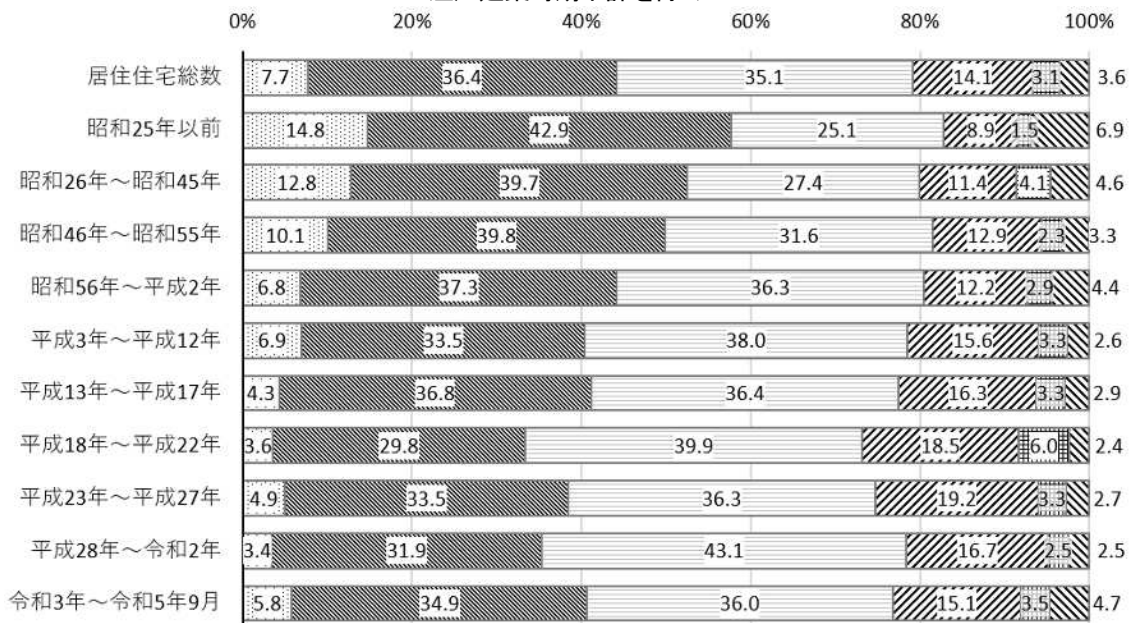
## (2) 住宅の接道の状況

「敷地が道路に接していない」が3.6%、「幅員2m未満の道路」が7.7%、「2～4m」が36.4%で、接している道路の幅員が4m未満となっている割合は、47.7%と過半数に近い。

建築時期別にみると、建築時期が古くなるにつれ、道路の幅員が4m未満の住宅割合が増加する傾向となっている。

図10 建築時期別、敷地の接道状況別住宅割合

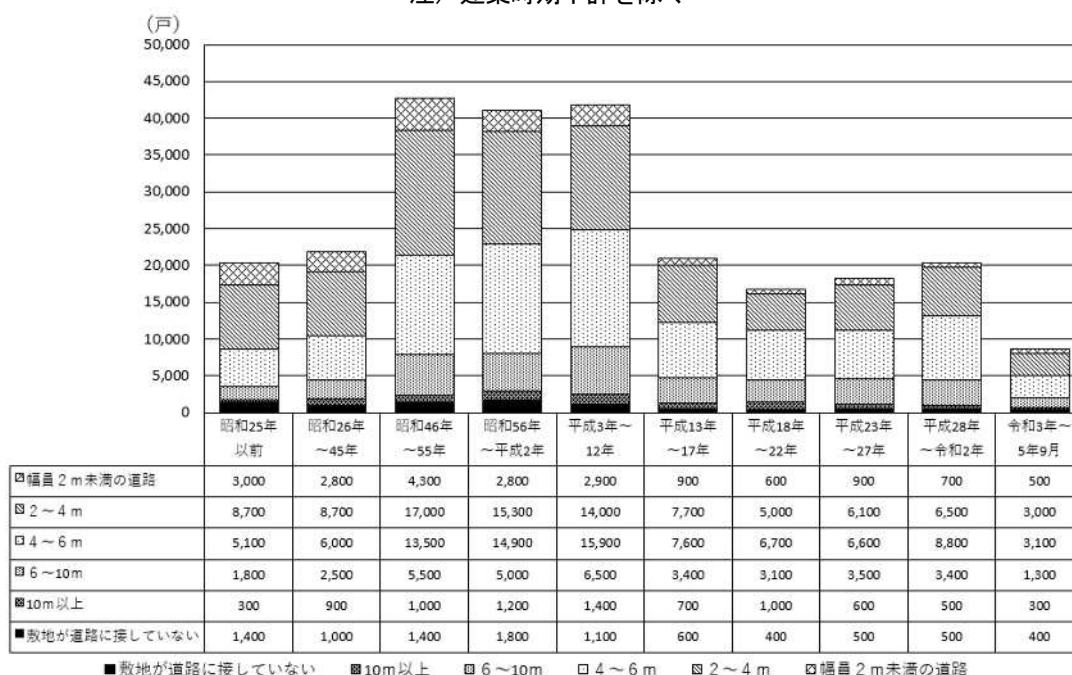
注) 建築時期不詳を除く



□幅員2m未満 ■2～4m □4～6m ▨6～10m ▩10m以上 ▨敷地が道路に接していない  
(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

図11 建築時期別の敷地の接道状況別住宅数

注) 建築時期不詳を除く



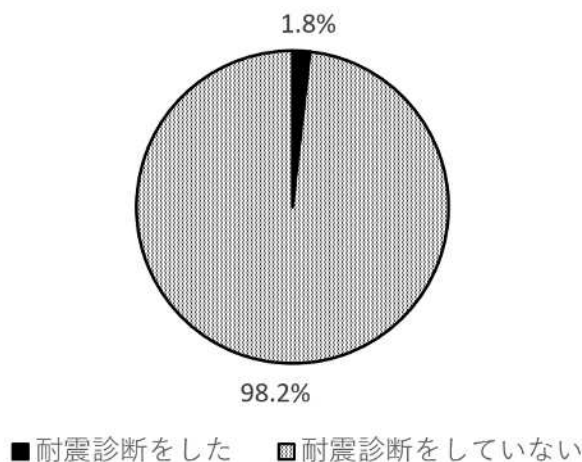
■敷地が道路に接していない ▨10m以上 ▨6～10m □4～6m ▨2～4m □幅員2m未満の道路

(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

### (3) 耐震診断の実施状況

昭和 55 年以前に建築された持ち家のうち、平成 21 年度以降に耐震診断を実施したとする割合は、1.8%と低い状況である。

図 12 耐震診断の実施の有無（島根県 持ち家）



※ 昭和 55 年以前に建築された持ち家のうち、平成 21 年度以降に耐震診断を実施した割合

### (4) 住宅の耐震化の現状

国が示した耐震化率の推計方法に基づき、令和 5 年住宅・土地統計調査の結果をもとに算定した本県の住宅の耐震率は約 81%であり、従前計画における 70%（H27 推計値）に対し、11 ポイント上昇した。

また、全国の約 90%に対しては 9 ポイント低くなっている。

#### 〔国が示した耐震化率の算定方法〕

$$\text{住宅の耐震化率(\%)} = \frac{\text{耐震性を有する住宅}}{\text{居住住宅総数}}$$

耐震性を有する建築物  
 (1) S56. 6. 1以降の住宅  
 (2) S56. 5. 31以前の住宅で耐震性が確認されたもの  
 (3) 耐震改修実施済みの住宅

表 5 住宅の耐震化の現状（令和5年推計）

（単位：戸）

全体	① 居住住宅 総数 (②+③)	② 昭和56年6月 以降の住宅	③ 昭和56年5月 以前の住宅 (④+⑤)	④ 耐震診断の 結果、耐震性 あり	⑤ 耐震診断の 結果、耐震性 なし	⑥ 耐震改修 実施済み	⑦	耐震化率 ⑦/①
							耐震性あり (②+④+⑥)	
合計	263,800	176,027	87,773	31,953	55,820	6,729	214,709	81%
木造一戸建	176,500	101,444	75,056	31,953	43,103	6,629	140,026	79%
その他	87,300	74,583	12,717	0	12,717	100	74,683	86%

（資料：令和 5 年住宅・土地統計調査）

## 4. 建築物の耐震化における課題の整理

### (1) 住宅について

- ・ 県内の既存住宅は、昭和 55 年以前に建築された旧耐震基準時の住宅が未だ多く存在している。  
また、その約 9 割が一戸建て住宅であることから、引き続き、当該住宅の所有者に対する耐震化への取り組みを行う必要性は高い。
- ・ 古い年代に建てられた住宅では、その居住世帯における世帯主が高齢者である割合が高く、今後も高齢化が進むことを踏まえるとその割合は更に高まることも予測されるものであり、耐震対策にあたっては、所有者の意識や改修に係る資金等において、対策が必要である。
- ・ 県内の既存住宅は、古い年代に建てられた一戸建てが多く存在しており、今後も住宅リフォーム等を実施される機会が増加することが見込まれる。

### (2) 住宅密集地等について

- ・ 古い住宅において、前面道路が狭隘となっている場合は、地震による建築物の倒壊によって前面道路が閉塞され、迅速な避難や救助・消火活動が困難な状況となることが想定される。
- ・ また、木造住宅が密集している地域においては火災が広範囲で発生し、人的被害が拡大する危険性がある。

### (3) 所有者の意識について

- ・ 本県は、近年震度 6 強を超える大規模地震の影響を直接的に受けておらず、また、南海トラフ地震といった将来的な大規模地震発生の切迫性も低いこともあり、そのことが県民の耐震対策への関心の低下へと繋がる懸念される。



## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1. 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化の推進にあたっては、国の基本方針において、令和17年までに「耐震性が不十分なものをおおむね解消する」との目標が示されている。

一方、令和5年における住宅の耐震化率が全国の90%に対し、本県は81%であることを踏まえ、今後10年間で90%以上に引き上げることを前提として、本計画では、令和12年度末の住宅の耐震率の目標を85%とする。

### 2. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

#### 2-1 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標については、国の基本方針において、令和12年までに「耐震性が不十分なものをおおむね解消する」との目標が示されている。

令和5年の耐震性不足解消率は全国の93%に対し、本県は93%であるが、地震による人的被害を抑制するため本計画では、令和12年末の耐震性不足解消率の目標を100%とする。

#### 2-2 要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標については、国の基本方針において、「早期に、耐震性が不十分なものをおおむね解消する」との目標が示されている。

##### (1) 要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物等）

令和5年における耐震性不足解消率は、全国の85%に対し、本県は68%の状況である。

対象建築物は災害時の防災拠点となる公共建築物であることを踏まえ速やかに耐震化を図る必要があることから、本計画では、令和12年度末の耐震性不足解消率の目標を100%とする。

##### (2) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）

令和5年における耐震性不足解消率は、全国の44%に対し、本県は41%の状況である。対象建築物は、地震発生時の緊急輸送や避難路としての機能確保において、早期の耐震化が必要であるが、その多くが民間所有の建築物であることを踏まえ、これまでの進捗率を維持することを前提に、本計画では、令和12年度末の耐震性不足解消率の目標を60%とする。

## 第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策と取組

### 1. 基本的方針

#### 1-1 本計画の推進体制と役割

国の“建築物の耐震改修の促進を図るための基本的な方針”においては、住宅・建築物の耐震化の促進のための国、地方公共団体、所有者等の役割分担として、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識をして取り組むことが不可欠であり、県及び市町村は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきであると示されている。

このことを踏まえ、本計画の推進に向けた体制と役割を下表に示す。

また、本計画に基づく具体的な取組は、一般社団法人島根県建築住宅施策推進協議会又はその構成団体（※）と、適宜、連携を図り実施する。

実施者	役割
建築関係事業者	建設業者や工務店等、不動産業者等の建築関係事業者は、各々の建築生産活動等において、住宅・建築物の所有者に直接的に接することが可能であり、そういった機会を通じ、建築物の耐震化への誘導や情報提供など、県民への耐震対策の普及と啓発を行う。
市町村	地域住民の生命と財産を守ることは基礎的自治体である市町村の責務であることを前提として、管轄する区域内の実情を踏まえ、適宜、本計画が定める取組を主体的に実施する。
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村の枠を越えて実施すべき広域的な取組や市町村単独では対応が困難な取組を行うとともに、市町村が行う取組の補完的役割を果たす。</li> <li>また、市町村、建築関係事業者との連絡調整、連携に向けた取りまとめ等を行う。</li> <li>○市町村、建築関係事業者に対し、必要な支援を行う。</li> <li>○建築関係事業に対し、必要な協力を要請する。</li> </ul>

※一般社団法人島根県建築住宅施策推進協議会 構成団体

(一社)島根県建築士会、(一社)島根県建築士事務所協会、(一社)島根県建設業協会、(一社)島根県建築技術協会、(一社)島根県住まいづくり協会、(一社)島根県建築組合連合会、(一社)島根県電業協会、(一社)島根県木材協会、石州瓦工業組合、協同組合建築技術センター、(一財)島根県建築住宅センター、(一社)島根県管工事業協会、(一社)島根県浄化槽協会、(公社)全日本不動産協会 島根県本部、島根県建具協同組合、島根県畳事業協同組合、(一社)日本塗装工業会島根県支部、(公社)島根県宅地建物取引業協会、島根県瓦工事業組合、島根県東部地区瓦工事業組合

## 1-2 建築物の耐震対策の推進における取組方針

本県では、第4次島根県住生活基本計画（令和4年3月策定）において、『住み続けられる豊かな住まい・住環境』を達成目標の一つに掲げ、その実現に向けた基本施策の一つに“豊かで災害に強い住まい・住環境づくり”を位置づけ、住宅や建築物の耐震化の促進に関する取組を進めることとしている。

このことを前提に、本計画における基本的な施策を以下のとおり定め、これに基づく具体的な取組を実施していく。

施策	施策の考え方
<b>【施策1】</b> 住宅の耐震診断実施の促進	<p>令和6年1月の能登半島地震では、住宅の倒壊又は崩壊等により多くの人的被害が生じ、それらの住宅の多くは、旧耐震基準時に建築され、耐震化が未実施なものであった。</p> <p>本県も古い年代に建てられ、耐震性能が不十分な住宅が未だ多く存在している。（令和5年推計：耐震化率81%）</p> <p>地震による家屋倒壊等の抑制に向けては、まず、所有者において我が家の耐震性能を把握され、耐震対策の必然性を認識していただくことが最優先と考えるものであり、住宅の耐震診断の実施を促進する必要がある。</p>
<b>【施策2】</b> 住宅の耐震改修を行う所有者への支援の充実	<p>住宅の耐震化は、その住宅が建築された時期や構造等によって異なるものの、一般的には高額な費用負担が生じ、家計への影響は大きいものである。</p> <p>耐震化を行いたいと考えられる住宅の所有者等が不安なく、速やかに対策を講じていただけるよう、その経済的な支援策を充実することで、住宅の耐震化及び耐震対策を促進する。</p>
<b>【施策3】</b> 県民への建築物の耐震対策に関する啓発の推進	<p>本県は、東南海・南海地震といった将来的な大規模地震発生の切迫性が低く、この状況が県民の耐震対策に対する関心の低下に繋がる懸念される。しかし、これまでに全国各地で発生した大規模地震において、多くの住宅被害が生じ、尊い多くの人命が失われたことを教訓にして、耐震対策の必要性について、県民に正しく認識し、理解してもらうための取組が必要である。</p>
<b>【施策4】</b> 建築物の耐震化の促進に向けた技術的な体制の充実	<p>県民の建築物の耐震対策への理解と対策を実行していただくためには、その受け皿を整えておかねばならない。</p> <p>そのための、建築物の耐震に関する知識・技術を備えた技術者の養成とそれらを県民に活用いただくための仕組みを整備する必要がある。</p>
<b>【施策5】</b> 耐震化の必要性が極めて高い建築物への対応	<p>防災拠点や不特定多数が利用する大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物といった、耐震化をする必要性が極めて高いものについて、法に基づき耐震診断を義務化し、必要な耐震化を推進する必要がある。</p>

## 2. 建築物の耐震対策の推進における施策と具体的な取組

### 2-1 【施策1】住宅の耐震診断実施の促進

#### (1) 市町村における（仮称）耐震診断士派遣制度の導入

建築物(住宅)の耐震診断は、建築構造に関する専門性から対応が可能な建築士が限られており、住宅の所有者においては耐震診断が可能な建築士の選定が容易ではない。

このため、島根県木造住宅耐震診断士登録制度を活用し、耐震診断を適切に行える建築士を県民が安心して選定できる仕組みを整える必要がある。

〔取組1〕住宅の耐震診断費補助制度を持つ市町村において、島根県木造住宅耐震診断士登録制度を活用し適切に耐震診断を行うことができる建築士を紹介、斡旋する（仮称）耐震診断士派遣制度を創設されるよう、市町村との検討を進める。

〔取組2〕当該耐震診断士登録数の拡大を図り、市町村での当該制度創設に向けた建築関係団体との調整を行う。

#### (2) 耐震診断実施に対する費用支援

耐震診断に係る住宅所有者の費用負担の軽減を図るため、市町村においては、耐震診断に係る住宅所有者への費用補助を継続して行っていく必要がある。

〔取組〕市町村が実施する補助事業等に対し、市町村の財政負担を軽減するための補助を引き続き行う。

### 2-2 【施策2】住宅の耐震改修を行う所有者への支援の充実

#### (1) 耐震改修の実施者に対する支援

耐震改修は住宅の規模や状態によっては多額の費用が生じることとなるため、住宅所有者の経済的負担の軽減を図ることは、耐震化の推進にあたり重要である。

このため、市町村においては、耐震改修に係る費用補助を継続して行っていく必要がある。

〔取組1〕市町村が行う耐震改修に係る費用補助事業に対し、市町村の財政負担を軽減するための補助を引き続き行う。

〔取組2〕市町村の補助事業において、住宅所有者の更なる負担軽減のため、当該補助金を施工者が受領できる代理受領制度の導入を推進する。

《代理受領制度》

当該補助金を住宅所有者（申請者）にかわって工事施工者が受領することを可能とし、そのことにより、申請者は補助金額を除いた工事費を施工者に支払えばよく、住宅所有者の経済負担及び補助申請手続きに係る負担の軽減となる。

## （２）融資制度の周知及び導入促進

高齢の住宅所有者においては、耐震改修の資金確保に困難を要する場合がある。

住宅金融支援機構の住宅ローン「リバース60」は、金融機関の融資に対する返済の期間中、利息のみを支払えばよく、元金の返済を生じさせないことが可能となる。

〔取組〕リバース60について、県内のどこの地域においても利用が可能となるよう、県内に本店を有する金融機関との連携、調整を図る。

## （３）建築事業者等と連携した耐震改修の促進

バリアフリー化や省エネ改修等のリフォームの機会に併せて耐震化を図ることは、耐震改修を単体で行うより経済的であり、合理的である。

特に住宅リフォームに関する相談など、県民と直に接する機会が多い工務店等の建築事業者を通じた県民への耐震対策の普及啓発は、住宅の耐震化において有効な手段である。

〔取組1〕リフォームの機会に併せた耐震改修の実施など、工務店等を通じた耐震対策の普及が図られるよう、建築関係事業者との必要な連携を行う。

〔取組2〕建物全体の耐震化を行うことが困難な住宅所有者に対し、人命を最優先に費用負担が少なく容易に取り組むことができる部分的耐震改修の周知を図る。

## 2-3 【施策3】県民への建築物の耐震対策に関する啓発の推進

### （１）耐震に関する学習会等の実施等

本県は、将来的な大規模地震発生の切迫性が比較的低く、このことが県民の耐震対策への関心の低下に繋がる懸念されるため、耐震対策の必要性に関し、県民への意識付けを継続的に行っていく必要がある。

〔取組1〕市町村、建築関係事業者と連携した耐震に関する学習会・出前講座を引き続き実施する。

〔取組2〕耐震に関するパンフレットやDVD等の作成及びTV、ラジオ、新聞、SNS等を活用した積極的な情報発信を行う。

〔取組3〕「しまね建築・住宅コンクール」の受賞作品等、住宅の耐震対策を行う上で参考となる改修事例等を広く県民に紹介する。

## （2）家具等の転倒防止対策の普及

阪神・淡路大震災では、住宅が倒壊に至らなくても家具等の転倒による圧死が多く発生した。地震による住宅内の死亡・負傷事故を防止するためには、安全な室内空間づくりを行う必要があり、人命を守るための身近な安全対策として、家具等の転倒防止対策に対する県民の理解が必要である。

〔取組〕 市町村、建築関係事業者と連携し、耐震に関する学習会や出前講座等において、家具等の転倒防止対策を推進する。

## 2-4 【施策4】建築物の耐震化の促進に向けた技術的な体制の充実

### （1）建築物の耐震に関する技術者の養成と確保

建築物の耐震化は、建築構造に関する技術的専門性が高い分野であり、本県では、その対応が可能な技術者の確保に向け、島根県木造住宅耐震診断士登録制度及び島根県耐震改修設計施工技術者登録制度を設けている。

〔取組〕 島根県木造住宅耐震診断士登録者及び島根県耐震改修設計施工技術者登録者の確保と各登録者の技術力向上のための講習会等の実施

### （2）相談窓口の充実

県民からの耐震対策に関する相談に適切に対応する体制を整えることで、安全・安心な暮らしに繋げる必要がある。

〔取組〕 県又は市町村における住宅に関する相談窓口について、耐震に関する情報提供内容の充実を図るとともに、(一社)島根県建築士会、(一社)島根県建築士事務所協会等の建築関係団体における相談体制の確保に向けて、当該団体との連携を図る。

## 2-5 【施策5】耐震化の必要性が極めて高い建築物への対応

### (1) 耐震診断の実施とその結果報告の義務化

法においては、防災拠点施設、不特定多数の者が利用する大規模建築物及び災害時の緊急輸送道路沿道建築物であって一定規模のものを、地震による倒壊、損壊を防止する必要性が極めて高いものとして、所定の期限内に耐震診断の実施とその結果の所管行政庁への報告を義務化している。

耐震診断の結果、所要の耐震性能がない建築物について、所管行政庁において耐震化の促進が図られるよう必要な周知等を行って行く。

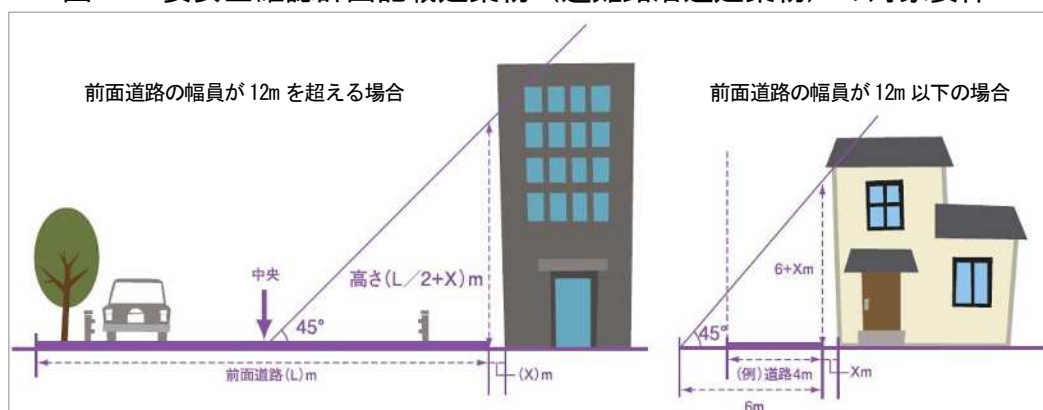
### (2) 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路の指定

本計画では、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年9月改定版）に定める緊急輸送道路のうち、第1次防災拠点と町村役場を結ぶ道路を、法第5条第3項第2号に規定する道路（以下「指定道路」という）とする。

### (3) 当該義務化の対象建築物

要緊急安全確認大規模建築物	<p>旧耐震基準時に建築された以下に該当する、一定規模以上の建築物であって、耐震診断が未実施であることにより、地震に対する安全性が明らかでないもの。（法附則第3条）</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用するもの（病院、店舗、旅館集会所等）</p> <p>(2) 避難の確保にあたり、特に配慮を要する者が主として利用するもの（小学校、老人ホーム等）</p> <p>(3) 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等</p>
要安全確認計画記載建築物 （防災拠点建築物等）	旧耐震基準時に建築された、地震災害時に公益上必要な建築物であって、耐震診断が未実施であることにより、地震に対する安全性が明らかでないもの（法第7条第1項第1号）
要安全確認計画記載建築物 （避難路沿道建築物）	指定道路の沿道に存する、旧耐震基準時に建築された一定規模以上（図13参照）の建築物であって、耐震診断が未実施であることにより、地震に対する安全性が明らかでないもの（法第7条第1項第2号）

図13 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の対象要件



**(3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の報告期限**

対象建築物	診断結果の報告期限
要緊急安全確認大規模建築物	平成27年12月31日
要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物等）	令和3年3月31日
要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）	当初：令和8年3月31日
	変更：令和10年3月31日（※1）
	追加：令和13年3月31日（※2）

※1 耐震診断結果が未報告の建築物が一定数存在するため、耐震診断結果の報告期限を2年間延長する。

※2 令和7年9月の島根県緊急輸送道路ネットワーク計画の改定により、追加された道路に係るもの

**(4) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率**

令和7年7月に改正された国の基本方針において、要緊急安全確認大規模建築物等の耐震化の評価方法が耐震化率から耐震性不足解消率に改められたことから、本計画においても、これに準じることとする。

$$\text{耐震性不足解消率(\%)} = \frac{\text{耐震性のある建築物棟数} + \text{耐震性が不十分な建築物の解消棟数}^{\ast 1}}{\text{耐震診断結果が公表された棟数}^{\ast 2}}$$

※1 解消棟数：耐震性が不十分な建築物の解消に有効な取組である  
除却や建替えも反映

※2 耐震診断結果を公表予定のものを含む

**(5) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率**

区分	対象棟数（棟）	耐震性不足 解消棟数（棟）	耐震性不足解消率 （令和7年度末時点）	
			県	全国
要緊急安全確認大規模建築物	42	39	県	93%
			全国	93%
要安全確認計画記載建築物 （防災拠点建築物等）	44	30	県	68%
			全国	85%
要安全確認計画記載建築物 （避難路沿道建築物）	87	36	県	41%
			全国	44%

※耐震性不足解消率の全国値は、令和5年度末時点のもの



表6-1 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路（避難路沿道建築物）  
（既指定道路）

道路種別	路線名	距離(km)	区間
高速自動車国道	中国自動車道	22.3	県内全線
高速自動車国道	浜田自動車道	36.4	県内全線
高速自動車国道	山陰自動車道	33.9	松江玉造IC～出雲IC
高速自動車国道	松江自動車道	10.6	宍道JCT～三刀屋木次IC
高速自動車国道	松江自動車道	24.6	三刀屋木次IC～広島県境
一般有料道路	山陰道(国道9号 江津道路)	14.5	全線
一般有料道路	山陰道(国道9号 安来道路)	18.6	鳥取県境～東出雲IC
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 松江道路)	11.0	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 多伎朝山道路)	9.0	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 朝山大田道路)	6.3	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 仁摩温泉津道路)	12.4	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 浜田道路)	6.3	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 浜田三隅道路)	14.9	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 益田道路)	1.7	遠田IC～久城IC
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 益田道路)	3.3	高津IC～国道9号交点
一般国道(指定)	国道9号	187.5	鳥取県境～県道35号線(益田停車場線)交点
一般国道(指定)	国道9号	37.4	益田道路交点～山口県境
一般国道(指定)	国道9号 江津バイパス	2.9	全線
一般国道(指定)	国道54号	64.5	広島県境～国道9号交点
一般国道(指定)	国道191号	15.4	山口県境～国道9号交点
一般国道(指定外)	国道187号	37.5	山口県境～国道9号交点
一般国道(指定外)	国道261号	35.7	県道297号線(皆井田江津線)交点～国道9号江津バイパス交点
一般国道(指定外)	国道314号	48.8	広島県境～国道54号交点
一般国道(指定外)	国道375号	42.7	広島県境～国道9号交点
一般国道(指定外)	国道431号	7.7	県道278号線(矢尾今市線)交点～市道蓮田環状線交点
一般国道(指定外)	国道431号	23.4	市道中ノ島環状線交点～県道260号線(本庄福富松江線)交点
一般国道(指定外)	国道431号	22.6	県道21号線(松江島根線)交点～鳥取県境
一般国道(指定外)	国道485号	0.8	広城農道岬線交点～西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点
一般国道(指定外)	国道485号	4.7	別府港臨港道路交点～浦郷漁港臨港道路交点
一般国道(指定外)	国道485号	2.7	七類港～国道431号交点
一般国道(指定外)	国道485号 松江だんだん道路	5.3	国道431号交点～国道9号松江道路交点
主要地方道	県道5号線(浜田八重可部線)	1.2	県道327号線(市木井原線)交点～瑞穂IC
主要地方道	県道7号線(浜田作木線)	4.2	県道327号線(市木井原線)交点～県道297号線(皆井田江津線)交点
主要地方道	県道21号線(松江島根線)	4.2	国道9号松江道路交点～国道431号交点
主要地方道	県道23号線(斐川一畑大社線)	1.1	県道250号線(鰐淵寺線)交点～港湾道路(垂水)交点
主要地方道	県道24号線(松江木次線)	27.1	国道9号交点～国道54号交点
主要地方道	県道25号線(玉湯吾妻山線)	16.9	県道24号線(松江木次線)交点～国道314号交点
主要地方道	県道31号線(仁摩邑南線)	0.1	県道40号線(川本波多線)交点～町道新町日の出線交点
主要地方道	県道35号線(益田停車場線)	0.4	県道54号線(益田澄川線)交点～国道9号交点
主要地方道	県道37号線(松江鹿島美保関線)	1.0	国道9号交点～国道431号交点
主要地方道	県道37号線(松江鹿島美保関線)	0.1	国道431号交点～県道227号線(松江しんじ湖温泉停車場線)交点
主要地方道	県道40号線(川本波多線)	3.8	国道261号交点～県道31号線(仁摩邑南線)交点
主要地方道	県道43号線(隠岐空港線)	0.1	隠岐空港～町道西郷270号線交点
主要地方道	県道45号線(安来木次線)	1.6	国道9号交点～県道334号(安来インター線)交点
主要地方道	県道46号線(大田桜江線)	0.5	国道375号交点～大田市立病院
主要地方道	県道47号線(西郷布施線)	0.3	国道485号交点～町道宮の前西町線交点
主要地方道	県道54号線(益田澄川線)	0.5	県道35号線(益田停車場線)交点～益田市役所
主要地方道	県道57号線(宍道インター線)	3.5	全線

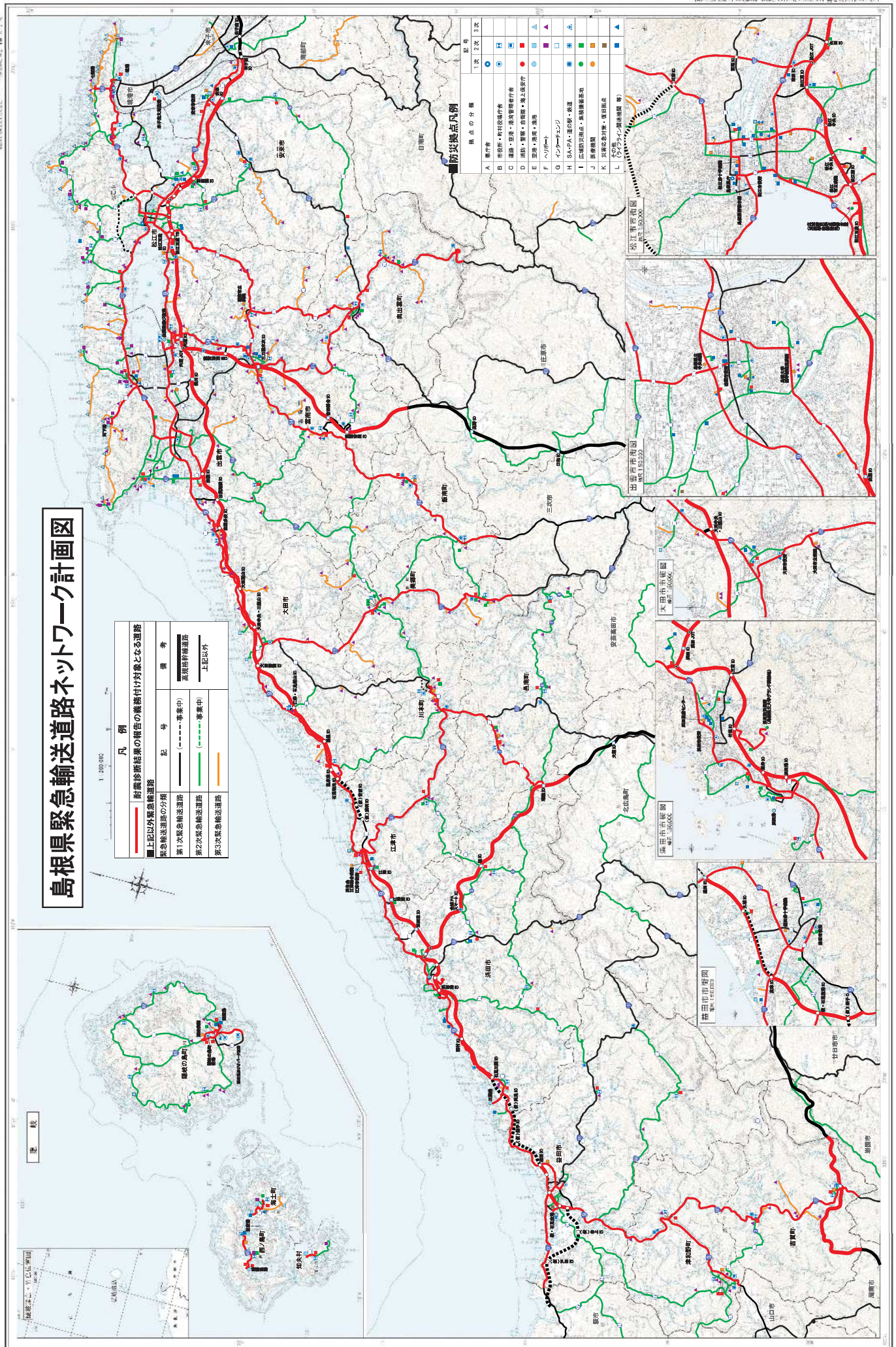
## (前頁の続き)

道路種別	路線名	距離 (km)	区間
一般県道	県道227号線(松江しんじ湖温泉停車場線)	0.1	島根県警察本部～県道37号線(松江鹿島美保関線)交点
一般県道	県道243号線(出雲空港線)	1.0	出雲縁結び空港～県道335号線(出雲空港穴道線)交点
一般県道	県道250号線(鵜淵寺線)	5.2	県道23号線(斐川一畑大社線)交点～県道275号線(十六島直江停車場線)交点
一般県道	県道250号線(鵜淵寺線)	0.1	市道蓮田環状線交点～市道平田環状線交点
一般県道	県道260号線(本庄福富松江線)	0.5	県道21号線(松江島根線)交点～国道431号交点
一般県道	県道263号線(浜乃木湯町線)	0.2	広域防災拠点備蓄倉庫～市道松江道路側道南線交点
一般県道	県道275号線(十六島直江停車場線)	0.8	県道250号線(鵜淵寺線)交点～国道431号交点
一般県道	県道276号線(造堀今市線)	0.6	県道278号線(矢尾今市線)交点～国道184号交点
一般県道	県道277号線(多伎江南出雲線)	6.9	県道337号線(出雲インター線)交点～市道今市川跡日下線交点
一般県道	県道278号線(矢尾今市線)	2.3	全線
一般県道	県道297号線(皆井田江津線)	1.6	国道261号交点～県道7号線(浜田作木線)交点
一般県道	県道317号線(海士島線)	2.1	菱浦漁港臨港道路交点～海士町役場
一般県道	県道322号線(知夫島線)	1.2	来居2号臨港道路交点～知夫村役場
一般県道	県道327号線(市木井原線)	7.4	全線
一般県道	県道328号線(石見空港線)	0.2	萩・石見空港～県道331号線(石見空港飯田線)交点
一般県道	県道331号線(石見空港飯田線)	2.2	県道328号線(石見空港線)交点～萩・石見空港IC
一般県道	県道332号線(三刀屋木次インター線)	0.5	三刀屋木次IC～国道54号交点
一般県道	県道333号線(久城インター線)	2.5	全線
一般県道	県道334号線(安来インター線)	1.3	県道45号線(安来木次線)交点～安来IC
一般県道	県道335号線(出雲空港穴道線)	1.0	全線
一般県道	県道337号線(出雲インター線)	3.2	全線
一般県道	県道339号線(浜田港インター線)	0.2	浜田港IC～臨港道路福井4号線交点
市道	市道今市川跡日下線	0.7	県道277号線(多伎江南出雲線)交点～国道9号交点
市道	市道蓮田環状線	0.6	国道431号交点～県道250号線(鵜淵寺線)交点
市道	市道平田環状線	0.5	県道250号線(鵜淵寺線)交点～市道中ノ島環状線交点
市道	市道中ノ島環状線	0.9	市道平田環状線交点～国道431号交点
市道	市道竹迫野原線	1.1	竹迫IC～市道浜田451号線交点
市道	市道浜田451号線	0.8	市道竹迫野原線交点～市道浜田456号線交点
市道	市道浜田456号線	0.5	市道浜田451号線交点～市道清水野原線交点
市道	市道清水野原線	0.6	市道浜田456号線交点～浜田防災備蓄倉庫
市道	市道浜田停車場港町線	0.2	国道9号交点～浜田医療センター
町道	町道新町日の出線	0.5	県道31号線(仁摩邑南線)交点～町道本町学校線交点
町道	町道本町学校線	0.1	町道新町日の出線交点～川本町役場
町道	町道宮の前西町線	0.6	県道47号線(西郷布施線)交点～町道有木1号線交点
町道	町道日原青原1号線	0.5	国道187号交点～旧津和野町役場
町道	町道有木1号線	0.6	町道宮の前西町線交点～町道中町中条線交点
町道	町道中町中条線	0.3	町道有木1号線交点～隠岐病院
町道	町道西郷270号線	3.0	県道41号線(隠岐空港線)交点～広域農道岬線交点
その他	港湾道路(垂水)	0.3	県道23号線(斐川一畑大社線)交点～河下港
その他	臨港道路 福井4号線	1.5	県道339号線(浜田港インター線)交点～浜田港
その他	三隅港 臨港道路1号線	1.9	国道9号交点～三隅港
その他	広域農道岬線	0.8	町道西郷270号線交点～国道485号交点
その他	西郷港 本港・第二臨港道路	0.6	国道485号交点～西郷港
その他	浦郷漁港臨港道路	0.6	国道485号交点～旧西ノ島町役場
その他	別府港臨港道路	0.5	国道485号交点～隠岐支庁農土整備局島前事業部
その他	菱浦漁港臨港道路	0.7	菱浦港～県道317号線(海士島線)交点
その他	来居港 来居2号臨港道路	0.4	県道322号線(知夫島線)交点～来居港

表6-2 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路(避難路沿道建築物)  
(追加分)

道路種別	路線名	距離 (km)	区間
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 出雲湖陵道路)	4.4	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 湖陵多伎道路)	4.5	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 大田静間道路)	5.0	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 静間仁摩道路)	7.9	全線
一般国道(指定外)	国道485号	2.8	町道中町中条線交点～広域農道岬線交点
市道	市道高丸線	0.4	国道9号交点～市道シビックセンター線交点
市道	市道シビックセンター線	0.1	市道高丸線交点～江津市役所
町道	町道通岩土井敷線	0.1	国道187号交点～津和野町役場本庁舎
町道	町道中町中条線	1.6	隠岐病院～国道485号交点

図14 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（全体）



## (5) 耐震診断結果の公表等

### ① 耐震診断結果の報告内容の公表（法第9条）

耐震診断義務付け建築物の所有者等から報告された耐震診断の結果について、以下により公表する。

公表後において、耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、そのことが分かるよう、公表内容を更新する。

- 〔公表機関〕 法第2条第3項に規定する所管行政庁
- 〔公表時期〕 耐震診断結果の報告期限後において適宜
- 〔公表内容〕 建築物の名称、位置、用途、耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価、耐震改修等の予定（内容、実施時期）

### ② 耐震診断結果の報告の命令（法第8条第1項）

当該報告期限までに耐震診断結果の報告がなされない場合は、所管行政庁において、その所有者に対し、速やかに耐震診断結果の報告を行うよう求める。

### ③ 耐震診断結果の報告の命令の公表（法第8条第2項）

- 〔公表機関〕 法第2条第3項に規定する所管行政庁
- 〔公表時期〕 所有者への命令発出後において適宜
- 〔公表内容〕 所有者の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名）、建築物の位置・用途、命令をした年月日及びその内容

## 2-6 その他建築物等の耐震対策上必要な事項

### (1) 半島部など孤立するおそれのある地域の耐震改修の推進

令和6年1月の能登半島地震では、限られた交通網において道路寸断等による孤立化が生じ、必要な支援が遅れるなど、半島部における地震時の被災対応への脆弱性が浮き彫りとなったことから、その対策を図る必要がある。

- 〔取組〕 半島部等を抱える市町村においては、当該市町村の建築物耐震改修促進計画等の中で、地域の実情に応じた対策を示されるよう働きかけを行う。

### (2) 住宅等密集地の地震防災対策

令和6年1月の能登半島地震では、多くの老朽化した空き家の倒壊が発生した。老朽化した空き家は地震により倒壊する危険性が高く、住宅等密集地においては、家屋倒壊により、隣接住宅への影響や道路の閉塞による避難、復旧活動への支障が懸念されることから、それらの除却を進める必要がある。

- 〔取組〕 地震時の被害軽減の観点から、老朽危険空き家の除却等の対策と連携し、地震により倒壊する危険性のある住宅・建築物の除却の取組を推進する。

### (3) 地震時の建築物の総合的な安全対策

#### ①ブロック塀の安全対策

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、重大な被害が発生したことから、通学路や災害時の避難路沿道にある倒壊の危険性のあるブロック塀の実態把握を進め、安全対策を実施する必要がある。

〔取組1〕 市町村において、地震時に転倒・倒壊の危険性のあるブロック塀の実態把握をされるよう働きかけを行う。

〔取組2〕 市町村が実施する補助事業等に対し、市町村の財政負担を軽減するための補助を引き続き行う。

#### ②昇降機等の地震対策

大規模地震発生時のエレベーター閉じ込めによる被害を軽減するために、既存のエレベーターに対する地震時管制運転装置の設置をはじめとした対策を講じていただけるよう、その所有者に向けた周知を行うとともに、国の補助制度等による所有者の費用負担の軽減策を推進する。

#### ③天井の落下防止対策

吊り天井等の、脱落によって重大な危害を生ずるおそれのある天井について、その防止のための対策を講じていただけるよう、その所有者に向けた周知を行うとともに、国の補助制度等による所有者の費用負担の軽減策を推進する。

### (4) 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画における防災拠点施設の耐震対策

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画における防災拠点施設について、地震災害発生時における当該施設の機能確保のため、必要な耐震化を図る必要がある。

〔取組〕 当該防災拠点施設の耐震性能の把握を行い、耐震性能がない建築物について耐震化を図られるよう、その所有者の理解を求める。

## 第5章 建築基準法に基づく措置に関する事項

### 1. 建築基準法の規定による勧告又は命令等の実施

県内特定行政庁で構成する島根県建築行政連絡会議等において、本計画により耐震化を図る必要性が高いものとして位置づけた建築物に関する情報共有を図るとともに、必要に応じて建築基準法に基づく勧告等を行うことで当該建築物の耐震化が図られるよう推進する。

#### 【特定行政庁】

建築基準法における建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域（島根県内では、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市）については当該市町村の長、その他の市町村については都道府県知事をいう。

#### （1）是正勧告について

建築基準法に規定する特定行政庁は、法第12条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条の規定による指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合であって、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合において、建築基準法第10条1項の規定に基づく勧告を行う。

また、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わない場合において、同条第2項の規定に基づく命令を行う。

#### 【勧告及び命令の対象】

平成18年国土交通省告示第184号（別添）による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」と評価されるものに該当し、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められるもの。

#### （2）是正命令について

特定行政庁は、法第12条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条の規定による指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合であって、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合において、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を行う。

#### 【命令の対象】

平成18年国土交通省告示第184号（別添）による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」と評価されるものに該当し、著しく保安上危険であると認められるもの。

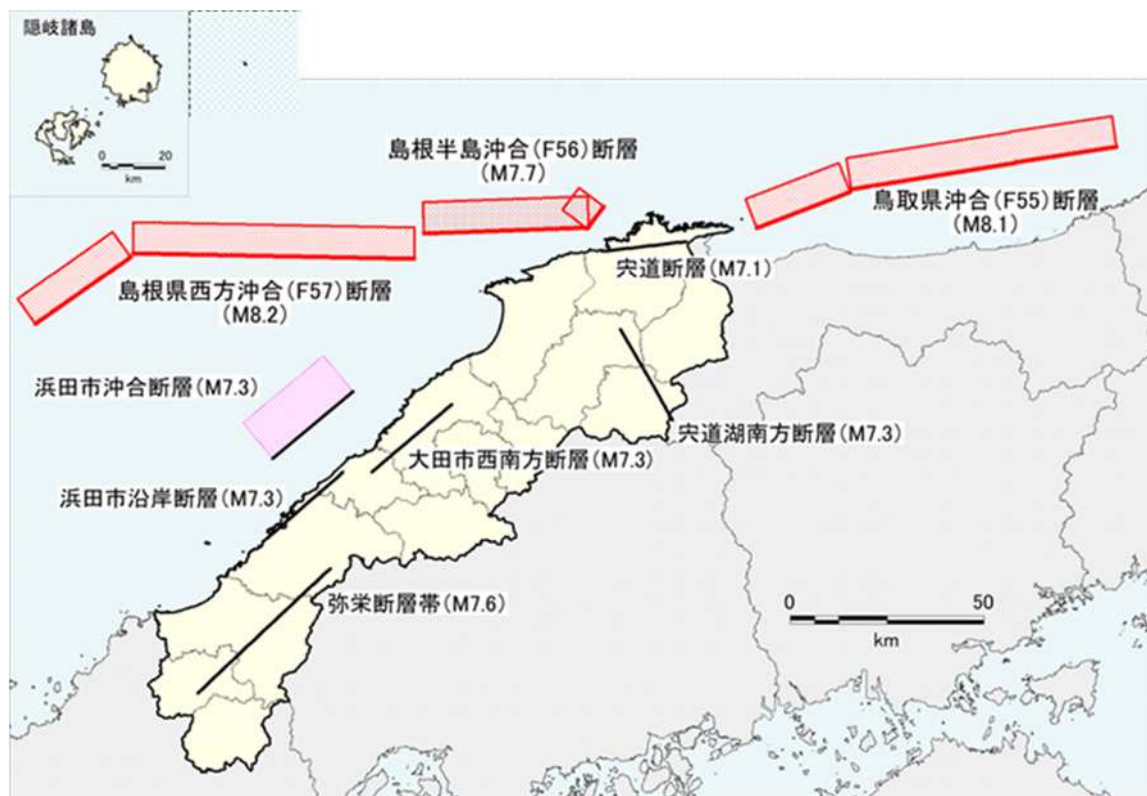
# 資料編

## 1. 島根県地域防災計画（震災編）による被害想定

### 1-1 県内で想定される地震の規模

県内で揺れを発生させる9つの想定地震（陸域5地震、海域4地震）に対する地震動の予測結果を以下に示す。

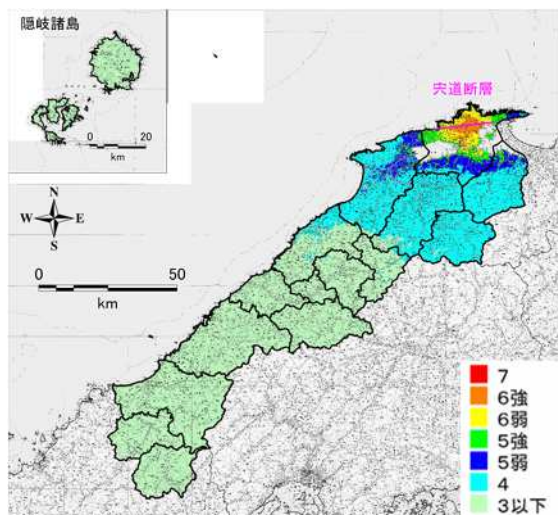
図1 地震動の想定を対象とした地震の断層位置



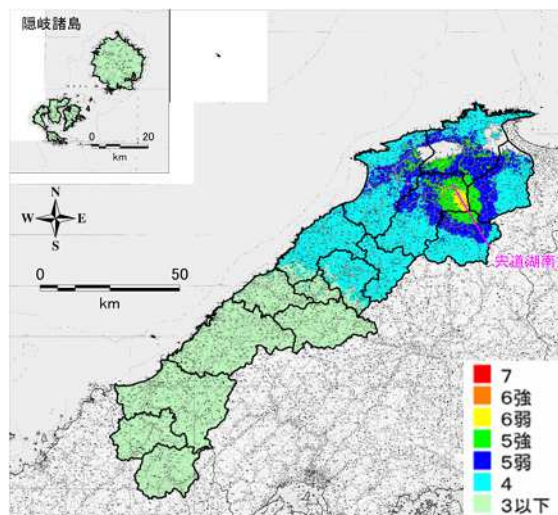
出典：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）



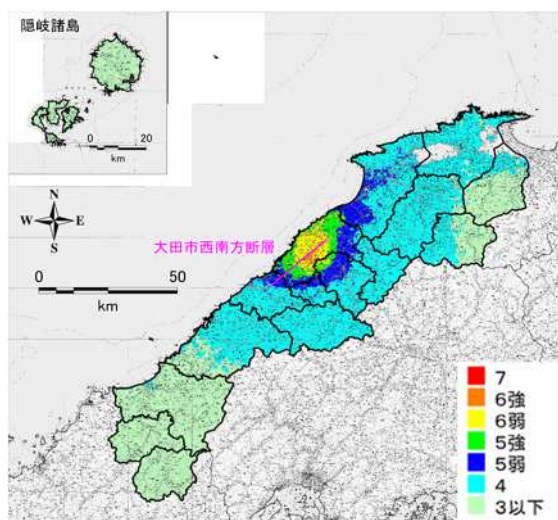
図2 各地震における震度分布



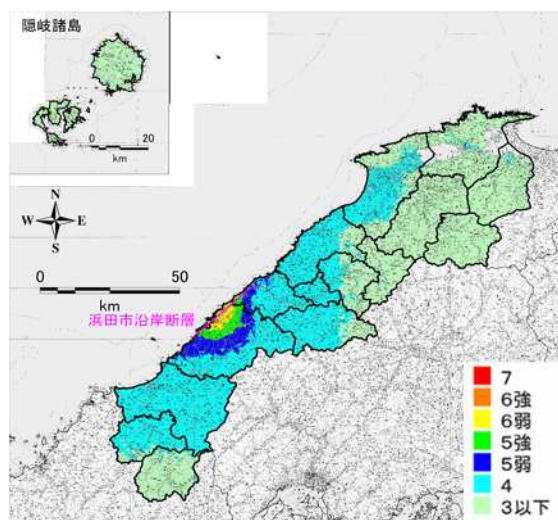
穴道断層による地震動分布



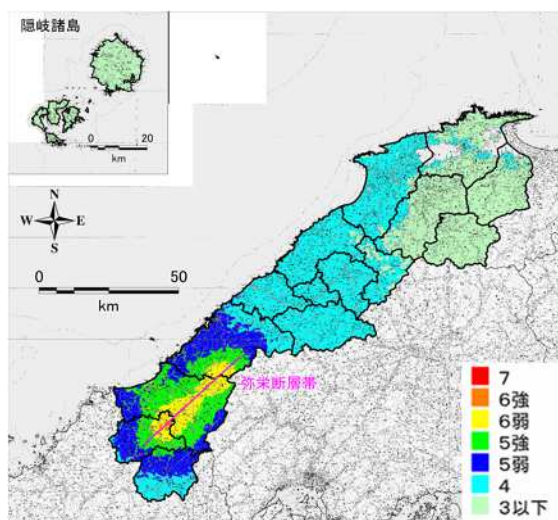
穴道湖南方断層による地震動分布



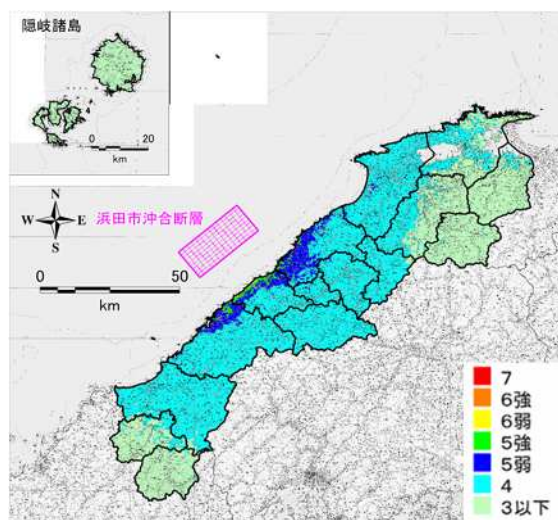
大田市西南方断層による地震動分布



浜田市沿岸断層による地震動分布

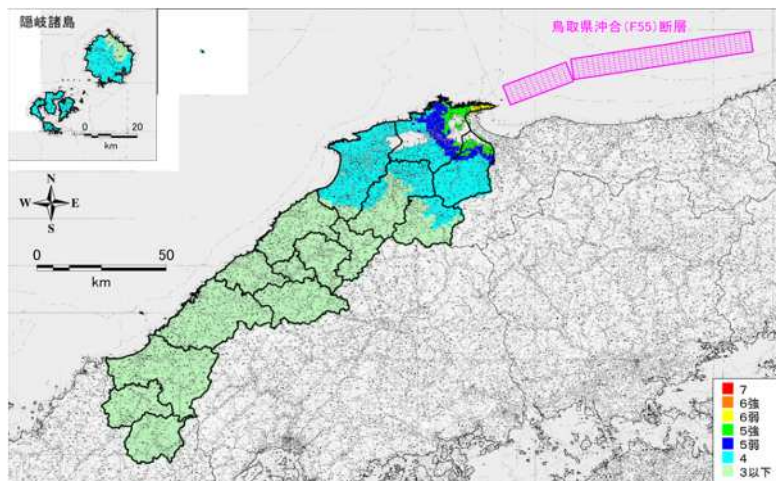


弥栄断層帯による地震動分布

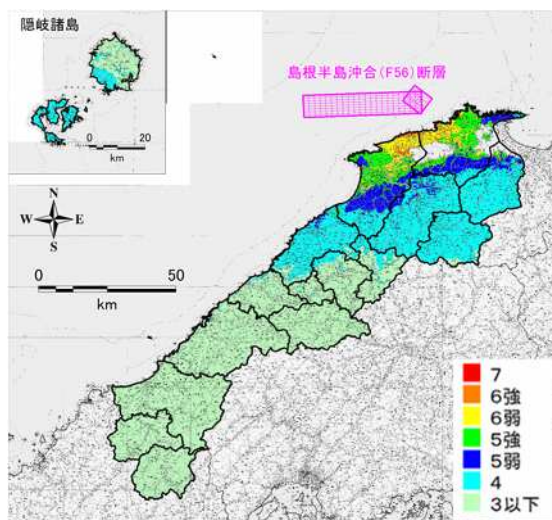


浜田市沖合断層による地震動分布

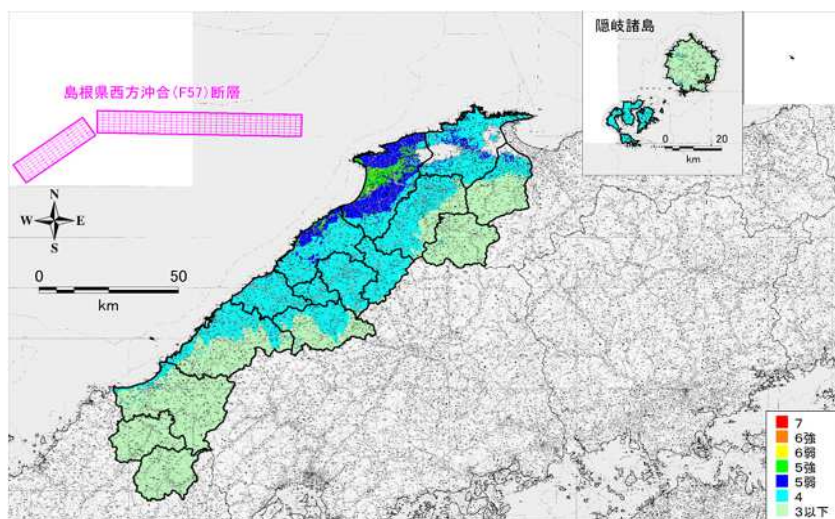
出典：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）



鳥取県沖合 (F55) 断層による地震動分布



島根半島沖合 (F56) 断層による地震動分布



島根県西方沖合 (F57) 断層による地震動分布

出典：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）

## 1-2 被害の想定

表1 被害想定結果一覧表（陸域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方断層	大田市西南方断層	浜田市沿岸断層	弥栄断層帯
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩落による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)	想定なし				
	被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363
		半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	58	1	3	17	1
		負傷者数(人)	764	47	103	561	46
	急傾斜地崩落による死傷者	死者数(人)	10	2	5	18	8
		負傷者数(人)	188	36	97	341	154
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	2	1	0	1	0
		負傷者数(人)	46	12	6	16	6
	津波による死傷者	死者数(人)	想定なし				
		負傷者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	59	0	1	52	0
		負傷者数(人)	200	0	2	175	1
	被害合計	死者数(人)	131	4	9	88	9
		負傷者数(人)	1,222	101	212	799	209

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

表2 被害想定結果一覧表（海域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震					
			青森県西方沖合(F24)断層	鳥取県沖合(F55)断層	島根半島沖合(F56)断層	島根県西方沖合(F57)断層	浜田市沖合断層	
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	想定なし	8,440	9,336	2,631	6	
		半壊数(棟)		26,357	38,909	35,532	266	
	液状化による建物被害	全壊数(棟)		403	938	696	56	
		半壊数(棟)		967	2,434	1,894	126	
	急傾斜地崩落による建物被害	全壊数(棟)		114	361	34	50	
		半壊数(棟)		266	842	80	117	
	津波による建物被害	全壊数(棟)		149	386	91	768	0
		半壊数(棟)		790	1,031	227	1,125	2
	被害合計	全壊数(棟)		149	9,343	10,726	4,129	112
		半壊数(棟)		790	28,922	42,411	38,631	511
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	想定なし	146	115	44	0	
		負傷者数(人)		1,844	1,809	1,616	16	
	急傾斜地崩落による死傷者	死者数(人)		4	14	1	2	
		負傷者数(人)		57	176	17	39	
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)		2	2	3	0	
		負傷者数(人)		29	31	35	1	
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)		0	2	1	0	
		負傷者数(人)		11	45	12	5	
	津波による死傷者	死者数(人)		0	164	42	233	0
		負傷者数(人)		0	550	558	314	0
	火災による死傷者	死者数(人)		0	480	340	374	3
		負傷者数(人)		-	2,491	2,620	1,944	61

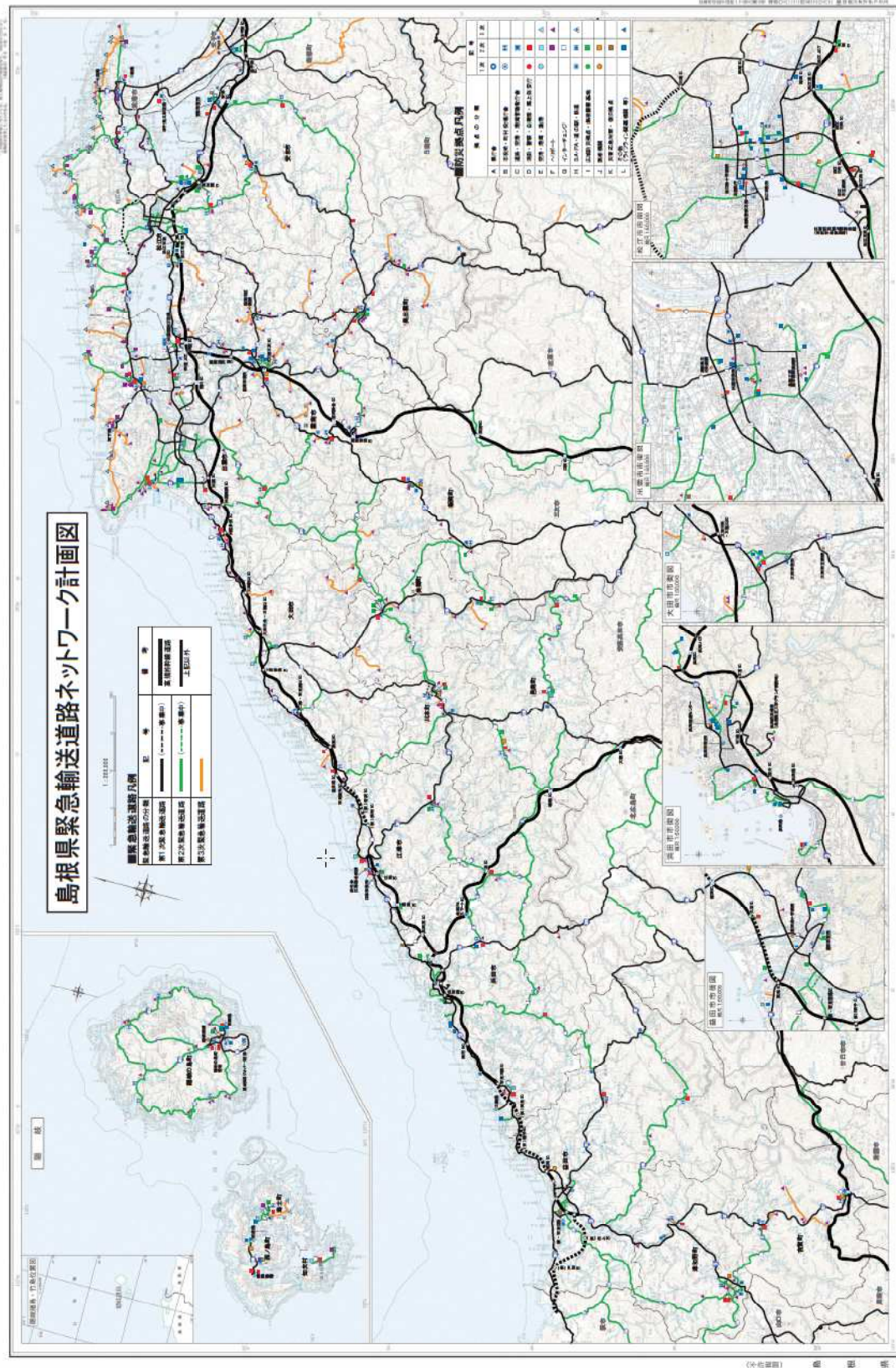
※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※青森県西方沖合（F24）断層については、地震発生減が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

出典：島根県地域防災計画（震災編）（令和7年3月）

2. 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（県土整備事務所管内毎）

図3 緊急輸送道路網図（島根県全域）



出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年9月）

図4 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図(1)

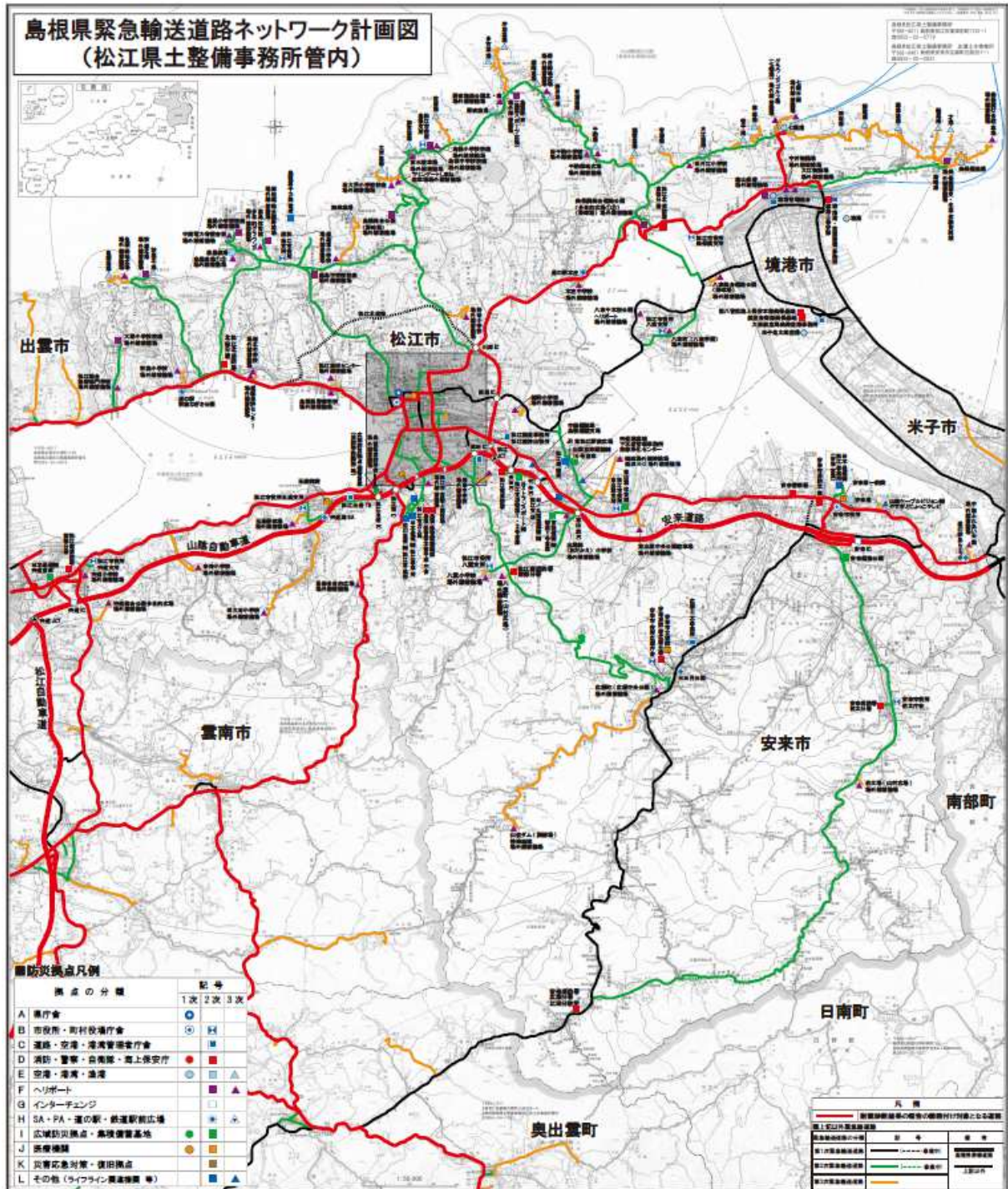
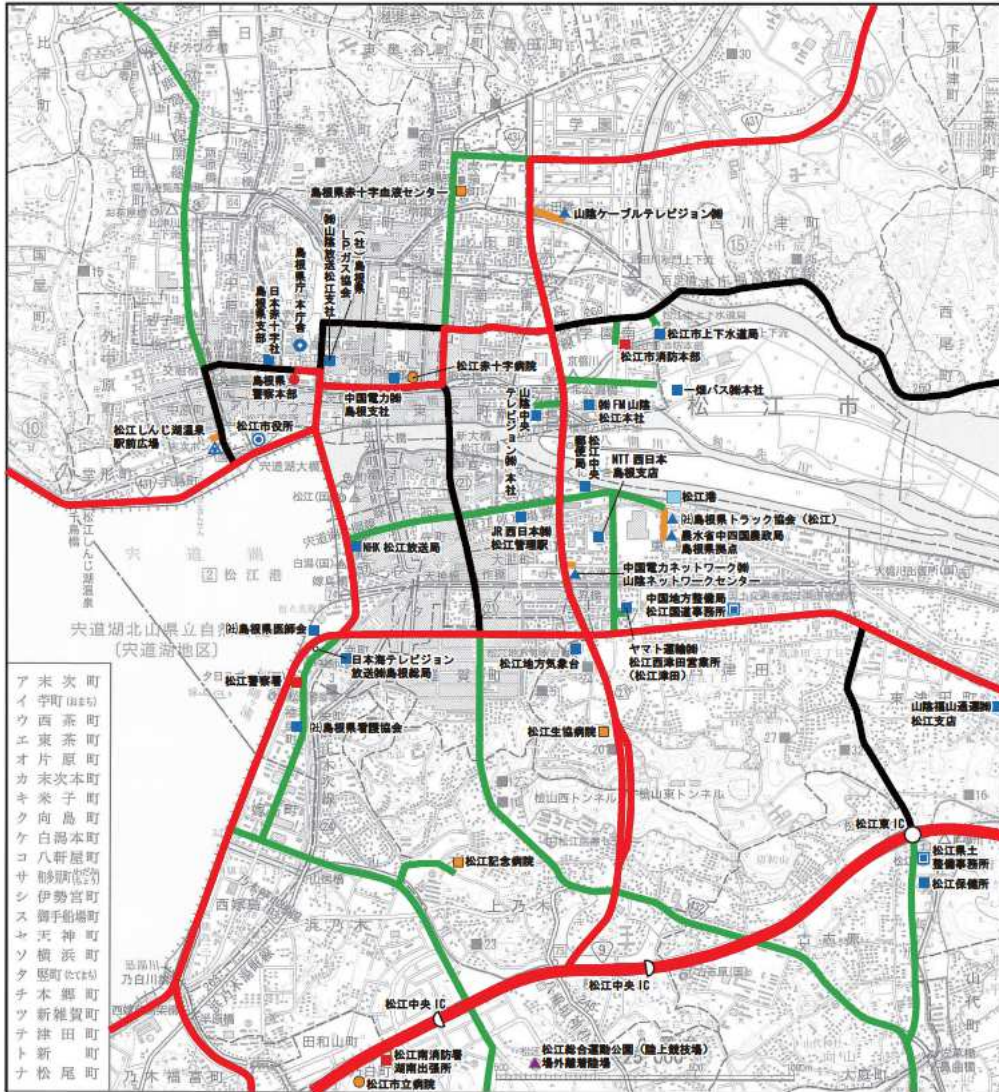


図5 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図(2)

## 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (松江県土整備事務所管内)



**■防災拠点凡例**

拠 点 の 分 類	記 号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	●		
B 市役所・町村役場庁舎	◎	⊠	
C 道路・空港・港湾管理者庁舎		⊠	
D 消防・警察・自衛隊・海上保安庁	●	■	
E 空港・港湾・漁港	●	■	▲
F ヘリポート		■	▲
G インターチェンジ		□	
H SA・PA・道の駅・鉄道駅前広場	◎	⊠	▲
I 広域防災拠点・集積備蓄基地	●	■	
J 医療機関	●	■	
K 災害応急対策・復旧拠点	●	■	
L その他(ライフライン関連機関等)	■	▲	

**凡 例**

凡 例		
■ 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路		
■ 上記以外緊急輸送道路		
緊急輸送道路の分類	記 号	備 考
第1次緊急輸送道路	— ( — — 事業中)	■ 高規格幹線道路
第2次緊急輸送道路	— ( — — 事業中)	■ 上記以外
第3次緊急輸送道路	—	

図6 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図(3)

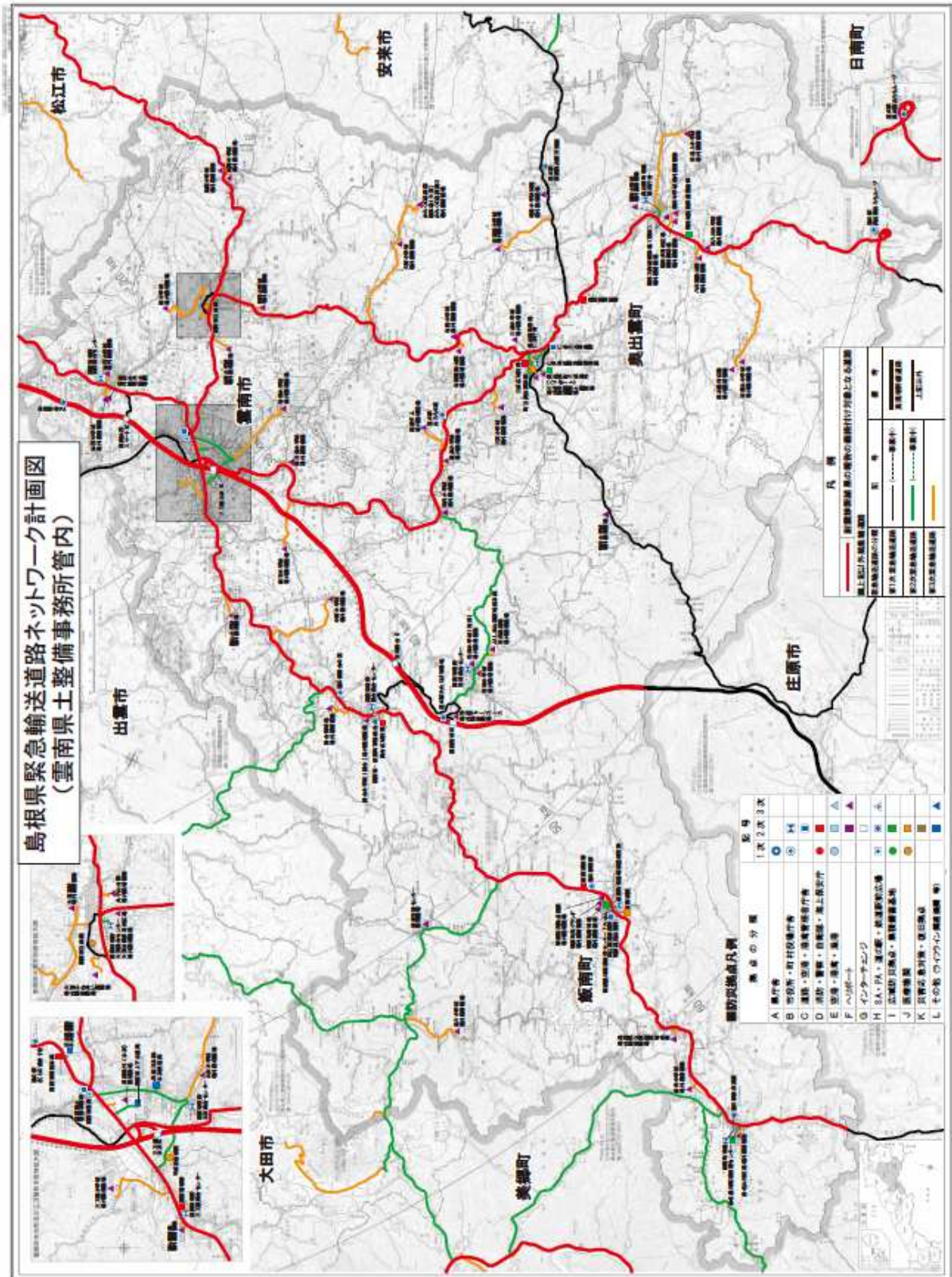


図7 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図(4)

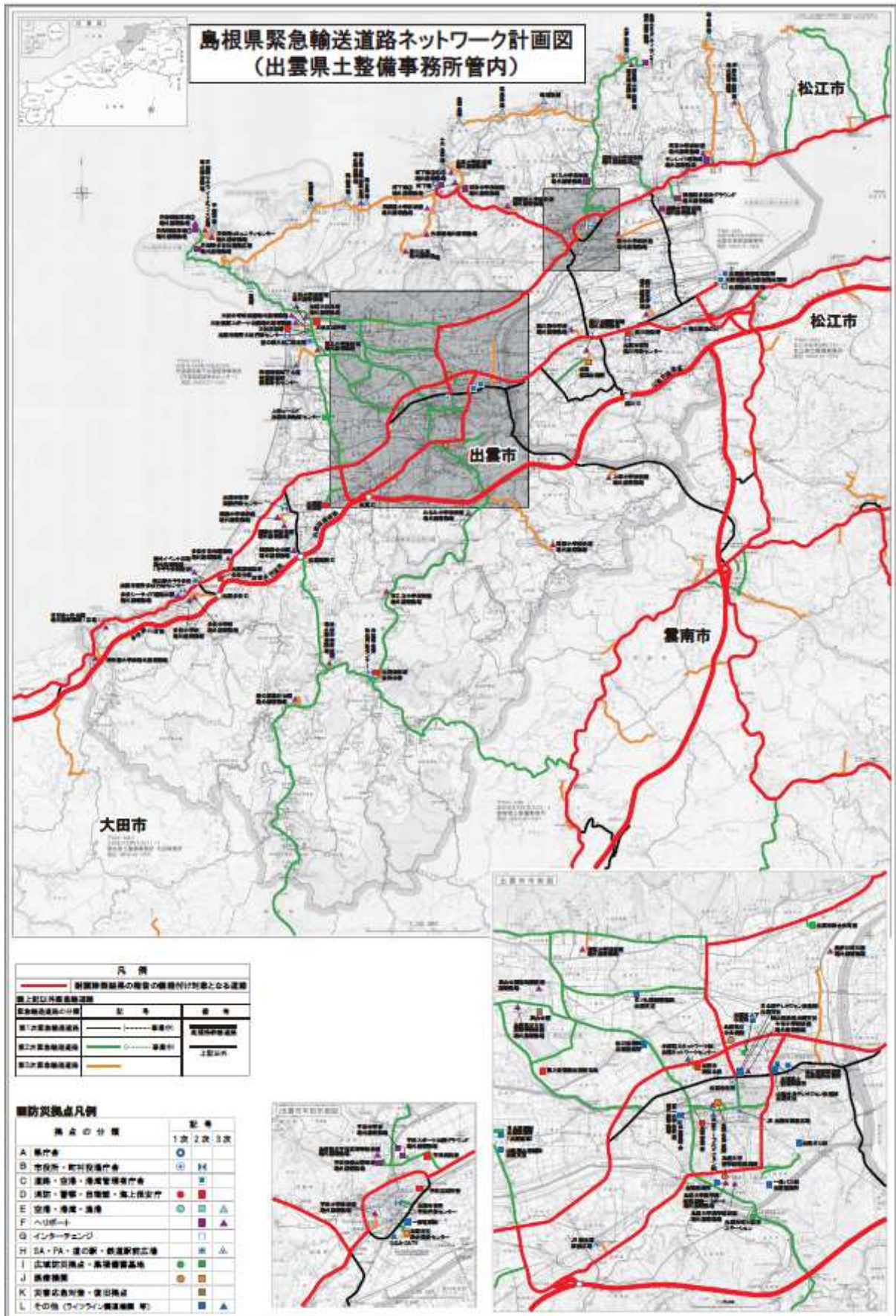












図 12 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図 (9)

